

## 2020 市民公開講座

### 株主の議決権行使

服部 育生

#### 一 はじめに

- (1) 定時株主総会と臨時株主総会
- (2) 権限
- (3) 上場会社における株主総会の現状
- (4) 取締役会設置会社・公開会社を想定

#### 二 招集

- (1) 招集権者  
取締役会が下記項目を決定し（298条4項）、代表取締役が招集する（296条3項）。
- (2) 決定事項
  - ① 日時・場所（298条1項1号）
  - ② 議題（同2号）
  - ③ 書面投票（同3号）
  - ④ 電子投票（同4号）

その他 ⑤集中日開催の理由 （規63条1号）  
⑥重要議案 [役員選任・報酬・新株発行・合併等]の概要（同7号）
- (3) 議題と議案  
剩余金配当の件（議題） 1株につき15円配当する（議案）  
取締役5名選任の件（議題） 甲氏を取締役にする（議案）
- (4) 株主による招集
  - ① 3%以上6か月保有株主Aは、議題及び招集理由を示して、取締役に対して招集を請求（297条1項）
  - ② 一定期間内に取締役が招集しなければ、Aが裁判所の許可を得て招集する（同条4項）
- (5) 招集通知  
開催日の2週間前までに書面で株主へ発送（299条1項）  
298条1項各号の事項を記載  
株主の承諾を得れば電子メール可（299条3項）

- (6) 株主総会参考書類  
議案及び議案の提案理由  
議案ごとに記載事項（合併議案ならば理由、合併契約の内容 etc 規86条）
- (7) 議決権行使書面（規66条）  
各議案についての賛否記載欄
- (8) 定時株主総会ならば、計算書類・事業報告・監査報告（437条）

### 三 株主の議決権

- (1) 一株一議決権の原則（308条1項）
- (2) 単元株制度  
たとえば定款で100株を1単元と定める→100株ごとに1議決権  
(308条1項但書)
- (3) 議決権制限株式  
たとえば、役員の選任決議に関しては議決権がない（108条1項3号）。  
無議決権株式（すべての決議事項について議決権なし）  
優先株式について議決権制限が付されることが多い。  
公開会社では発行済株式総数の50%まで（115条）。
- (4) 非公開会社では、定款により、特定株主の保有株式を複数議決権株としたり、1人1議決権とすること可（109条2項）。
- (5) 自己株式の株主は議決権を有しない（308条2項）。
- (6) 相互保有株式（308条1項本文、規67条1項）  
A社がB社株式の25%以上保有。  
B社がA社株式の3%保有→B社に議決権（3%）なし。
- (7) 基準日後に発行された株式（124条1項）  
基準日（3月31日）の株主名簿上の株主が株主総会（6月25日）で議決権行使可。  
5月8日に発行された新株の株主甲は不可。  
会社は甲の議決権行使を認めることもできる（124条4項）。

### 四 書面による議決権行使

- (1) 招集権者は書面投票を可と定められる（298条1項3号）。
- (2) 株主1000名以上の会社は（1）を定める（298条2項）。
- (3) 上場会社では書面投票採用の義務（東証上場規程435条）あり。
- (4) 株主参考書類　　書面投票者は会場で質問できない。
  - ・株主提案の議案についても、議案の要領や提案理由を記載（305条、規93条）
  - ・株主の提案理由が長文ならば要約記載可（規93条1項 カッコ書）

- ・要約記載が裁判で争われた例 札幌高判平9・1・28
  - ・株主提案に対する取締役会の意見も（規93条1項2号）。
- (5) 議決権行使書面
- ・各議案ごとに賛否記載欄（規66条1項1号）  
全議案一括方式は不可。
  - ・役員の選任議案では、候補者ごとに（同1号イロハ）。
  - ・棄権欄を設けてもよいが、棄権は実質的には反対と同じ（出席・非賛成）。
- (6) 書面投票の方法
- 議決権行使書面に必要事項を記載して、総会日直前の営業時間内に会社に提出  
(311条1項、規69条)
- (7) 賛否白紙の取扱い
- ・会社は議決権行使書面に予め「賛」、「反」、「棄」のいずれかの表示として取り扱う旨を記載しておく（299条4項、298条5号）。
  - ・会社提案につき賛、株主提案につき反として取り扱う旨の記載は？
- 適法 大阪地判平13・2・28
- (8) 総会会場における株主提案
- ・書面投票が会社原案に賛ならば、会場提案の議案（会社原案と対立）については反と取り扱う。
  - ・上記以外については棄と取り扱う。
  - ・反と棄は実質的に同じ効果。
- (9) 電子投票
- ・招集権者は電子投票を可と定められる（298条1項4号）。
  - ・会社が議決権行使用のウェブサイトを設け、招集通知において同サイトのURL及び株主がサイトにアクセスするためのID・パスワードを通知する。
  - ・書面投票と同様。

## 五 代理人による議決権行使

- (1) 株主は代理人による議決権行使可（310条1項）。
- ・会社は代理人の数を制限可（310条5項）。1人の株主は1人の代理人
  - ・代理権の授与は株主総会ごとに（310条2項）。
- (2) 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を会社に提出する（310条2文）。
- ・委任状 プラス 当該委任状の真正を確認する書類。
  - ・会社が株主に送付した議決権行使書面が確認書類として用いられる。
- (3) 定款による代理人資格の制限
- ・「株主は、その会社の他の株主しか、自己の代理人に選任することができない。」
  - ・株主総会が、株主以外の第三者によって攪乱されることを予防する趣旨。

(4) 最判昭和43・11・1 民集22巻12号1402頁

- ・Y社の定款には、代理人資格を株主に制限する旨の定款規定あり。
- ・株主AはB（非株主）を代理人として議決権行使させた。
- ・株主Xは、本件決議が非株主代理人Bの議決権行使により行われたから、決議方法の法令・定款違反（831条1項1号）と主張→決議取消請求
- ・第1審・第2審とも、Xの取消請求を認容。
- ・Y社上告 本件定款規定は無効
- ・最判 Y社の上告を棄却。

本件定款規定は、合理的理由による相当の制限で有効。  
定款規定に違反する。

(5) 最判昭和51・12・24 民集30巻11号1076頁

- ・Y社の定款には（4）と同じ趣旨の規定あり。
- ・株主A社は従業員Bを代理人として、Y社の株主総会で議決権行使させた。
- ・株主Xが決議取消請求。原審はXの請求を棄却。
- ・判旨 Xの上告を棄却

Y社が定款をもって代理人資格をY社の株主に限る旨を定めた場合、Y社の株主であるA社が従業員Bを代理人としてY社株主総会に出席させ議決権行使させても、定款規定に違反しない。BはA社の指揮命令に服し、Y社総会を攪乱しないから。

(6) 株主Aが弁護士B（非株主）を代理人としたならば？

下級審判例がわかれます。

(7) 株主Aが子B（非株主）を代理人としたならば？

(8) 委任状勧誘

- ・A社提案の議案に反対する株主Bが、他の株主に対して議決権行使を自己Bに委任するよう勧誘する。
- ・A社側も、議案への賛同を求めて、他の株主に対して議決権行使を自己Aに委任するよう勧誘する（委任状勧誘合戦）。
- ・金商法の委任状勧誘規制（金商194条、金商施行令36条の2以下）  
勧誘者は株主に委任状参考書類及び委任状用紙を交付する。

委任状用紙は議案ごとに賛否を表示できるようにする。

## 六 議決権の不統一行使

(1) 株主は議決権を統一しないで行使可（313条1項）。

e x. 8000個の議決権を有する株主が、議案甲について、5000個を賛成、3000個を反対に投票する。

(2) 株主は、総会の3日前までに不統一行使する旨及びその理由を会社に通知する

(313条2項)。

- (3) 会社は、株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主の不統一行使を拒むことができる(313条3項)。
- (4) 投資信託財産として有する株式  
受託者が法律上の株主  
受託者(信託会社)が受益者の意向に従って議決権行使する。
- (5) 株式の共有  
共有者間に意見対立 → 持分割合に比例した不統一行使
- (6) 株主Aが持株(5000株)の一部(2000株)をBに譲渡したが、2000株の名義がまだB名義に書き換えられていない → Aは、2000株分について、Bの指示に従って議決権行使する。
- (7) 実質上の株主と名義上の株主とが異なる場合であって、実質上の株主に権利行使させることが妥当な場合を想定
- (8) 会社が313条3項により不統一行使を拒否できる場合であっても、会社は不統一行使を容認可。

2020 年 9 月 26 日

担当：高橋 洋

### 議院の国政調査権について

Power tends to corrupt and absolute power corrupts absolutely. — John Acton

#### はじめに

国家とは、「一定の領域」において、「正統な物理的暴力行使を独占」する人間共同体であり、「暴力行使という手段に支えられた人間の人間に対する支配関係である」。（マックス・ウェーバー）

現代における国家による世界分割。南極などごく一部の例外を除けば、私たちはいずれかの国家の支配権の及ぶ地域に居住することを強いられている。（無人島でも、目に見えない法律が頭上に覆い被さっている？）

#### 1 国家の暴走、独裁化をどうおさえるか・・

- 1) 権力者の選挙・解職（たとえば、古代ギリシャの陶片追放）
- 2) 権力の分立（モンテスキューが有名であるが、彼の権力分立論の特徴は、執行権（軍事外交権）を国王に、司法権を貴族に、立法権を市民に、という三権をそれぞれ違う身分に割り当てるという、国家権力の機能的分担とは違う、身分間の相互牽制という点にある。）  
現代国家においては、司法権の役割が重要・・違憲審査権、行政裁判権という、立法権、行政権の権力行使のチェック機能が加わっている。
- 3) 人権保障、とりわけ表現の自由、情報公開、報道の自由（人権、特に自由は権力の限界を示すものと考えられている。）
- 4) 権力監視機関（オンブズマン等）

#### 2 日本国憲法の権力チェックシステム

以下のような制度があるが、これらには、制度自体が国家機関の暴走防止の機能を有するもの、国民自身がチェック機能を果たすもの、国家機関間のチェック作用にかかるもの、などがある。それらは相互に関連している。

##### 1) 国会に対して

- ・国会議員の選挙制と任期制
- ・二院制
- ・公開の討論
- ・会議の記録の保持、公開
- ・衆議院の解散
- ・裁判所による違憲立法審査

##### 2) 内閣に対して

- ・国会による内閣総理大臣の指名
- ・国会に対して連帶責任を負うこと

- ・衆議院による内閣不信任決議
  - ・法律による行政の原則
  - ・裁判所による行政処分の適法性審査
  - ・国会による予算の承認
  - ・内閣総理大臣や国務大臣の議院への出席義務
  - ・議院の国政調査権
  - ・財務・行政情報の公開
  - ・国会による臨時国会召集要求
  - ・会計検査院による、国の収入支出の決算の検査
- 3) 裁判所に対して
- ・最高裁判所長官の内閣による指名、最高裁判事の内閣による任命
  - ・下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣が任命
  - ・最高裁判所裁判官の国民審査
  - ・下級裁判所の裁判官の任期制、定年制

### 3 議院の国政調査権

#### 1) 国政調査権の意義

議会が国政について調査（たとえば、資料を集め、証人を呼んで尋問し、事実を明らかにすること）する権能を国政調査権と言い、日本国憲法では、この権能は衆議院と参議院の各議院に認められている。

#### 2) 国政調査権の性質

補助的権能としての国政調査権・・この考え方には、国政調査権を、立法や予算を審議・議決する際には、議会は十分な情報を得られなければ適切な判断を行えないから、そうした権限に付随して当然に認められなければならない権能であると考える。しかし、それは、議会の立法や予算の承認という、その権能に付随するものであるから、立法などと無関係に、議会が調査目的を設定して調査することはできないとされる。

独立した権能としての国政調査権・・この考え方には、国政調査権とは、立法権や予算承認権などと並んで、議会に特に認められた、国政のあらゆる分野に関して認められた調査権限であると考える。審査対象としては、立法や予算、その他国会の議決にかかわる事案の審査のみならず、国会（議院）が審査すべきと考える個別の行政権限の行使の適否や、司法権の行使についての適否の審査も含まれる。さらに、審査手法としても、行政書類の捜索・押収の権限、個別の行政官、司法官に対する尋問、民間人の証人尋問等もこれに含まれる。

ただし、現在の議会は、国家の行為が極めて多方面に拡がり、それにつれて立法の範囲も、予算執行の範囲も極めて多様になっているから、二つの考え方による差はほとんどない、といわれる。

#### 3) 国政調査権の範囲と手段

前述のように、国政調査権の範囲は、純粹に私的な事項を除き、国政のほぼ全般にわたると言われる。

その調査の方法としては、政府への資料請求・質問、証人喚問、現地調査などが認めら

れているが、家宅捜索、押収、逮捕のような刑事手続き上の強制手段は認められていない、とされる（清宮『憲法 I』）。

#### 4 日本における議会の国政調査権の歴史

1) 戦前の大日本帝国憲法は、帝国議会に関して、国政に関する調査権の規定を持たなかった。しかし、法律の制定や予算の承認（協賛）にあたっては、前提となる事実を議会が知ることは不可欠であるから、その調査を行う権限があることは認められていた。しかし、帝国議会が成立する前の 1889 年に制定（？）された議院法によって、その調査権は大きく制限されていた。法律とは、普通は議会が制定するものをいう（形式的意味での法律）が、当時の伊藤博文や黒田清隆らの政府が、法律という形式を定め、それに該当するものとして作ってしまったからである。法律であるから、その改正には貴族院の議決を必要とし、衆議院だけの議決では改正できないようにするためにあった。

##### 2) 戦時体制国家における権力の監視機構の消滅

- ・大政翼賛会による議会支配（議会内少数派の極小化）
  - ・地方自治体の支配・・内務省の出先としての道府県、東京市廃止、都政施行（もともと知事は内務省官僚、民選の東京市長の消滅）
  - ・マスコミ支配・・厳格な検閲とマスコミ側の迎合、表現の自由の死滅
- 3) 大衆監視システムの整備
- ・憲兵、特高警察などを中心とした警察機構による国民（臣民）監視
  - ・末端までの臣民の組織化・・部落会・町内会、そして隣組、自警団等による相互監視  
自肃警察の伝統形成？
  - ・監視されるべきは権力であるはずが、逆に国民の反（嫌）権力的行動、思想の監視

#### 5 戦後の改革

- 1) 憲法観の転換（主権君主の自己拘束的規範から、主権者国民が国家権力を拘束するものへ）
- 2) 国家構造の転換
- ・平等な国民の自由な選挙によって選ばれた代表による政治・・「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」  
→国家に奉仕する臣民から、国民に奉仕する国家へ
  - ・超然内閣から議院内閣制へ・・  
→行政権までの民主主義、内閣の正統性は、天皇ではなく、国会が担保する。
  - ・司法権の独立の保障  
→司法権による違憲審査、行政の適法性審査
- 結局、三権の関係性が戦前とは全く異なるものになった。しかし、それがどこまで意識されているか、実現されているか、が問題。

#### 6 戦後の初動期の民主的改革の例としての国政調査権をめぐる動き

- 1) 参議院司法委員会（後法務委員会、以下法務委員会で統一）による、確定した刑事

## 事件の捜査、公判、量刑等の調査

1948（昭23）年5月6日、参議院法務法委員会が、「裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査」を行うことを決議。取り上げられることとなったのは、尾津事件、松島事件、眞木事件、青木事件、資格調査票不実記載事件。その後浦和事件についても、同司法委員会は、1949（昭24）年3月30日に、「裁判所のなした事実認定は失当であり、その量刑も軽きに失する」と決議した。これが、最高裁との間や学者も含めて、国政調査権の性質や限界をめぐって論争を引き起こした浦和事件の発端である。

### 2) 浦和事件とは

1948（昭和23）年4月7日に、本件被告人の女性が3人の子どもと親子心中しようとして、子どもたちを絞殺し、自分も死のうとしたが死にきれず、警察に自首したという事件。その背景として、夫が生業に就かず賭博にふけり、被告人等妻子と同居せず、これを顧みないため、戦後の混乱期に身を寄せるところにも困って板という事情があった。同年7月2日浦和地裁は「犯行動機その他に情状酌量すべき点がある」として懲役3年・執行猶予3年の判決を下し、確定した。これに対して参議院法務委員会は、被告人本人や担当検察官を法務委員会に召喚し、証言を得ている。そしてその結果を報告書にまとめたが、その中で本件判決の刑が軽すぎると評価して発表した。

これに対して、最高裁判所は、参議院法務委員会に対して、その調査が国勢調査の範囲を超えており（国政調査権は補助的権能であって、議院が個別の裁判に介入するような調査は、その範囲を超える）、そして確定判決に対してその是非を評価して発表するが如きは、司法権の独立を侵害して違憲である、との抗議を行った。

参議院法務委員会もまた、以下のような声明を行った。

「国会は、国権の最高機関で、国の唯一の立法機関である。国政調査権は単に立法準備のためのみでなく、国政の一部門である司法の運営に関し調査批判する等、国政の全般にわたって調査できる独立の権能である。司法権の独立とは、裁判官が具体的な事件を裁判するにあたって、他の容かい干渉を受けないことで、したがって、現に裁判所に係属中の訴訟事件の調査は問題があるとしても、すでに確定判決を経て、裁判所の手を離れた事件の調査のようなものは、司法権の独立を侵害するものではない」。

3) この事件を契機に、学界でも活発な議論が行われたが、結果的には最高裁の立場を支持する意見が大勢を占め、今日では、「現に裁判が進行中の事件について裁判官の訴訟指揮などを調査したり、裁判の内容の当否を批判する調査をしたりすることは許されない」と考えられている。ただし、「議院が裁判所と異なる目的（立法目的・行政監督の目的など）から、裁判と並行して調査することは、司法権の独立を侵すものではない」とされる（芦部『憲法』）。

### 4) 本庄事件

上記浦和事件等の調査と並行して、参議院法務委員会は、本庄事件とよばれる事件についても調査を行い、1949年3月24日に報告書を発表している。

この本庄事件とは、1948年8月7日に、埼玉県本庄町（現本庄市）で発生した、地元の顔役による朝日新聞記者殴打事件をきっかけに、町民がそれまで町を牛耳っていた有力者、暴力団、検察・警察幹部を追放して、「民主化に成功した」という事例である。朝日新聞が社をあげて町の暴力体質を暴き、町内青年たちの力によって民主化を導いたものとして、

その活動が『ペンは偽らず』という本にもなり、またそれを映画化した『暴力の街』（1950年）という映画も制作された。事件を時系列に沿って示すと、次のようになる。

8月6日：朝日新聞埼玉版「検事、警察官招宴に疑惑」の記事掲載。

8月7日：同記事に怒った警民協会専務理事・町會議員Oが、本庄簡易裁判所、本庄区検察庁の新庁舎落成披露会の席上、朝日新聞記者を殴打。

8月12日：GHQ 埼玉軍政部軍政官H中佐、埼玉県知事に対し、「本庄町のヤミと暴力を一掃せよ」と通告（「ヤミ」とは、同町を中心に行われていた織物（銘仙）のヤミ取引のこと）。

8月14日：朝日記者、Oを告訴。

8月15日：朝日新聞、県内の同紙通信員を本庄に招集、取材体制を築く。

8月17日：朝日新聞東京都内版「『暴力の町』ここに一例 埼玉県本庄」と報道。キャンペーン開始。

8月18日：朝日社説「暴力団を一掃せよ」掲載。

8月21日：本庄町刷新期成会結成。

8月24日：Oとつながっていた暴力団公の組組長逮捕。同町T公安委員辞任。

ただし、最近の研究（奥武則）では、その背後にGHQがおり、その承認、後押しがあつて成功したものとの評価もなされている。

8月26日：町政刷新町民大会開催（本庄小学校、約1万人。なお本庄町の人口は当時約2万3千人）。埼玉軍政部幹部出席、登壇。

決議事項：①暴力団の一掃 ②区検察庁、町警察幹部の罷免、③公安委員の辞職、警民協会の解散

8月27日：朝日新聞東京都内版に町民大会の報道。

8月31日：2名の公安委員辞職を決意、期成会に表明。

9月2日：期成会、町民大会決議の中間報告会。

12月21日：参議院法務委員会、本庄事件証人喚問。

（以上『本庄事件 ペン偽らず』2009年、日本経済評論社による）

本庄事件の特徴：①地方都市での、ある意味日常的であった暴力事件の被害者が新聞記者であったことから、新聞社が大々的なキャンペーンを張ったこと。②占領軍埼玉軍政部がそれを承認、鼓舞し、あまつさえ町民大会に出席、発言すら行っていること。③占領軍の関心は、民主化であるとともに、そのような運動に関連した日本共産党の勢力拡張に神経をとがらせていたこと。

地方における暴力団を背景とした顔役・ボス支配に対する一般市民の反対・民主化運動の成功例としては画期的なもの。それを支えたのが、新聞のキャンペーンであり、またさらにその背後に占領軍当局の力があった。

##### 5) これらの国政調査の影響

・司法権に対する国政調査に関しては、司法権の独立の優位が定着。本庄事件については、報告書の発表にまで至り、地方小都市での民主化運動に寄り添う姿勢を明確にした。

・しかし、1950年の朝鮮戦争勃発、占領軍の政策転換、1952年の講和条約発効以後、こうした国政調査は後退していく。

・また、その後の国政調査では、公務員の職務上の秘密保持義務との関係が問題として浮上している（田中金脈問題、ロッキード事件）。これに対して当時の政府見解は、「国政調査権に基づいて政府に対して要請があった場合、その要請にこたえて職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務によって守られるべき公益と、国政調査権の行使によって得られるべき公益とを、個々の事案ごとに比較衡量することによって決定されるべきものと考える」というものであった。

・その後、証人喚問をめぐっては、議院証言法の改正などにより、偽証罪の強化や、弁護士を補佐人につけることなどが行われてきている。

## 7 国政調査権の活用を

### 1) 議院内閣制をめぐる構造的問題

議会多数派と政府との一体化・・全体としての議会が内閣のチェックシステムとして機能しなくなってしまっている現状。これまでの自民党の党内事情（派閥ないし各議員の後援会組織の集合体）から、与党内反対派が存在していたが、小選挙区制優位の選挙制度改正、政党助成金の給付等による政党幹部の寡頭制の強化の結果、こうした与党内のチェック機能が後退。

### 2) 二院制のチェックシステムが最近大きく後退・・ねじれ国会の功罪

### 3) 少数者権としての国政調査権の制度化の可能性

マックス・ウェーバーは、調査権が「無条件に少数者権として形づくられねばならない」と主張した（「新秩序ドイツの議会と政府」）。これは、上記の現代議院内閣制の構造的な問題を前提にしたときに、チェックシステムが正常に機能するための条件であろう。ドイツの基本法は、44条1項で「連邦議会は、高会の議事において必要な証拠を取り調べる調査委員会を設置する権利を有し、議員の4分の1の申立てがあるときは、これを設置する義務を負う。公開は、これをしないことができる」と定める。このような、議会の議員の少数の賛成で何らかの措置を行うことができることを少数者権という（また別に、宗教的、人種的等の少数者に何らかの権利を認めることを少数者権ということがある）。現在の日本国憲法では、53条後段が「いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と定める例があるくらいであるが、それすら、旧安倍政権によって二度も無視されたことはご存知の通り。

### 4) 強制力を持った調査権の可能性

公文書が存在しない、破棄済みである、という内閣（行政権）の答弁にどう対応できるか。場合によっては、各省の文書保管庫を開けて調べる権限が必要。（血友病非加熱製剤事件等）

## 資料

### I 日本国憲法

第 62 条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

### II 国会法

#### 第 5 章 委員会及び委員

第 40 条 各議院の委員会は、常任委員会及び特別委員会の二種とする。

#### 第 5 章の 2 参議院の調査会

第 54 条の 2 参議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができる。

2 調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続する。

3 調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定める。

第 54 条の 3 調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとする。

2 調査会の委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

4 調査会長は、調査会においてその委員がこれを互選する。

第 54 条の 4 (略)

#### 第 12 章 議院と国民及び官庁との関係

第 103 条 各議院は、議案その他の審査若しくは国政に関する調査のために又は議院において必要と認めた場合に、議員を派遣することができる。

第 104 条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第 104 条の 2 各議院又は各議院の委員会が前条第一項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第二項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会

に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第 104 条の 3 第百四条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第 105 条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

第 106 条 各議院は、審査又は調査のため、証人又は参考人が出頭し、又は陳述したときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

### III 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（議院証言法）

第 1 条 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

第 1 条の 2 各議院は、疾病その他の理由により証人として議院に出頭することが困難な場合であつて、議案その他の審査又は国政に関する調査のため証言を求めることが特に必要なときに限り、証人として議院外の指定する場所に出頭すべき旨の要求をし、又は証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をすることができる。

2 前項の場合には、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の決定に基づき、その指名する二人以上の議員又は委員（以下「派遣議員等」という。）を派遣し、証人に証言を求めるものとする。

第 1 条の 3 各議院は、証人として出頭すべき旨の要求をするときは、出頭すべき日（証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をするときは、証言すべき日）の五日（外国にある者については、十日）前までに、証人に対してその旨を通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合において証人の同意があるときは、この限りでない。

2 各議院は、前項の通知をする場合には、具体的に記載された証言を求める事項及び正当の理由がなくて出頭しないときは刑罰に処せられる旨（証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をする場合には、正当の理由がなくてその要求を拒んだときは刑罰に処せられる旨）を併せて通知するものとする。

3 各議院は、証人として書類の提出を求めるときは、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 第四条第一項に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、書類の提出を拒むことができること。

二 第四条第二項本文に規定する者が業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、書類の提出を拒むことができること。

三 正當の理由がなくて書類を提出しないときは刑罰に処せられること。

第 1 条の 4 証人は、各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長の許可を得て、補佐人を選任することができる。

- 2 据佐人は、弁護士のうちから選任するようにするものとする。
- 3 据佐人は、証人の求めに応じ、宣誓及び証言の拒絶に関する事項に関し、助言することができる。

(中略)

第5条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。

2 当該公務所又はその監督庁が前項の承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。その理由をその議院若しくは委員会又は合同審査会において受諾し得る場合には、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院若しくは委員会又は合同審査会は、更にその証言又は書類の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

4 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、証人は、先に要求された証言をし、又は書類を提出しなければならない。

(以下略)

#### IV 衆議院規則

第53条 委員会は、議長を経由して審査又は調査のため、証人の出頭を求めることができる。

第54条 証人の発言は、その証言を求められた範囲を超えてはならない。

2 証人の発言が前項の範囲を超える又は証人に不穏當な言動があつたときは、委員長は、その発言を禁止し又は退場を命ずることができる。

第55条 委員会において、審査又は調査のため、委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

第56条 委員会は、議長を経由して審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を要求することができる。

第56条の2 委員会は、審査又は調査のため、事務局の調査局長（第八十六条の二第一項において「調査局長」という。）又は法制局長に対して、その審査又は調査のために必要な調査（以下「予備的調査」という。）を行い、その結果を記載した報告書を提出するよう命ずることができる。

第56条の3 四十人以上の議員は、連名で、委員会が前条の命令を発するよう要請する書面を、議長に提出することができる。

2 議長は、前項の書面の提出を受けたときは、これを適当の委員会に送付する。

3 委員会は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、当該要請に係る前条の命令を発するものとする。ただし、当該要請に係る予備的調査が国民の基本的人権を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

第94条 常任委員会は、会期中に限り議長の承認を得てその所管に属する事項につき、国政に関する調査をすることができる。

2 常任委員会が議長の承認を求めるには、その調査しようとする事項、目的、方法及び期間等を記載した書面を議長に提出しなければならない。

3 議長は、前項の要求を承認したときは、これを議院に報告しなければならない。

## V 参議院規則

第74条の3 常任委員会は、付託された案件のほか、その所管に属する事件について、調査をすることができる。

## VI 帝国憲法下の議院法

第14章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

第72條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス

第73條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ス

第74條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ祕密ニ涉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ

第75條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス

## 加害者制裁と被害者支援との関係

愛知学院大学法務支援センター教授（刑事法） 原田 保

### I 加害者への対処

刑罰、行政罰———応報、一般予防、特別予防  
教育、医療、資格停止剥奪——危険性除去  
損害賠償義務———損害補填

### II 被害者への対処

金銭支給———損害補填  
損害賠償請求助力———損害補填  
刑事裁判参加———被害者疎外回避

### III 問題点

被害者支援制度の大部分において、加害者の責任が前提

↓

- 1 被害者の権利＝加害者への責任追及、という認識
- 2 加害者の責任を立証する訴追機関が被害者支援を担当（被害者参加は検察官経由）

1-① 加害者が死亡・無資力等の場合の支援欠落

1-② 不処罰＝被害者の権利に対する侵害、という認識

↓

刑事法の諸原理（罪刑法定主義、責任主義、無罪推定原則）への批判

被害者保護は加害者保護より重要、という比較衡量で正当化

2-① 警察官職権濫用事件被害者への支援欠落

2-② 検察官と意見を異にする被害者への支援欠落

\* 参考資料（HP掲載の原田作成ブログ）

愛知学院大学法務支援センター → 検索 → ブログ → 目次

目次14頁「忘れられたままの被害者」

目次15頁「犯罪被害者への支援に関する私見」

# 国際人権法とは？

2019年10月10日

- 1、国際的人権保障前史
- 2、人権問題の国際化
- 3、国際人権法の誕生
- 4、国際人権保障基準の樹立へ
- 5、国際人権保障機関による人権保障の監視
  - (1) 国連機関
  - (2) 人権条約

国際人権条約と地域人権条約
- 6、まとめ

## 資料

- 1、国連憲章
- 2、人権条約一覧
- 3、国連機関図
- 4、国際人権保障機関一覧

令和2（2020）年10月17日（土）実施

2020年度後期市民公開講座  
「交通事故をめぐる法律問題」

愛知学院大学法務支援センター  
教授 浅賀 哲

## 1 交通事故の3つの責任

### （1）行政上の責任

道路交通法103条

免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなった時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

・・・

七 道路外致死傷をしたとき（次項第五号に該当する場合を除く。）。

### （2）刑事上の責任

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律⇒後記

### （3）民事上の責任

第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

### 自動車損害賠償保障法 第3条

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

## 2 裁判所の実務

### (1) 刑事裁判の実務

○冒頭手続

○証人調

○判決

### (2) 民事裁判の実務

○訴訟提起

○弁論・弁論準備期日

○証人調べ

○和解

○判決

## 3 交通事故による損害の請求

### case 4 - 1

私は、車で赤信号待ち停車中、運送作業中のトラックに追突される交通事故に遭いました。事故で私の車は大破し、私自身怪我で3日間入院しその間仕事を休みました。その後約3ヵ月間バスで通院し、最近やっと通院が終わりました。今回、誰に対しどういう損害の請求が可能でしょうか。

○ 法律知識

#### 第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第三条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

○ 物的損害と人的損害の項目について

資料 交通事故損害賠償額算定基準 名古屋相場

○ 証拠の話

- ① 交通事故証明書
- ② ドライブレコーダー
- ③ 写真
- ④ 修理明細書
- ⑤ レンタカー領収書
- ⑥ 請求書
- ⑦ 診断書
- ⑧ 診療報酬明細書

○ 遅延損害金 5パーセント

⇒ 民法改正 3パーセント

#### 4 後遺障害に関する損害

case 4 – 2

私は、横断歩行歩行中に信号無視の自動車に轢かれる交通事故に遭い、下半身が完全に麻痺し車椅子生活となり、事故前の職業に復帰出来ず、自宅改造や生活全般の家族の付添介護が必要になっています。加害者に対し、後遺障害に関してどのような損害を請求することができるでしょうか。

○法律知識

○後遺障害に関する損害賠償請求方法

#### 5 損害賠償額の減額事情

(1) 過失相殺

(2) くびなが事件

○本件の対応について

#### 6 交通事故紛争の解決方法

case 4 – 3

私は、交通事故で負傷し後遺障害認定を受けました。事実関係について争いはないものの、過失割合や損害額に争いがあり、加害者側保険会社から少ない賠償額を提示され話し合いでの解決は難しそうです。何らかの手続を利用して解決したいのですが、手続や費用等について教えてください。

○法律知識

○紛争解決手続の選択にあたって

資料 日弁連交通事故相談センター

弁護士賠償保険 L A C

住所	(面接相談・高次脳機能障害面接相談) 〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル9階 名古屋法律相談センター内 (示談あっせん) 〒460-0001 名古屋市 中区三の丸1-4-2 愛知県弁護士会館内
取扱業務内容	面接相談 高次脳機能障害面接相談 示談あっせん
電話	(面接相談・高次脳機能障害面接相談) 052-565-6110 (示談あっせん) 052-221-7097
相談時間	(面接相談) 毎週月~土 10:15~12:45 13:30~16:00 ※休憩時間各相談につき 5分

添付資料

1 交通事故損害賠償額算定基準

以上

平成二十五年法律第八十六号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

(定義)

**第一条** この法律において「自動車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

**2** この法律において「無免許運転」とは、法令の規定による運転の免許を受けている者又は道路交通法第百七条の二の規定により国際運転免許証若しくは外国運転免許証で運転することができるとされている者でなければ運転することができないこととされている自動車を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は当該国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持しないで（同法第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合又は本邦に上陸（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定に

による再入国の許可（同法第二十六条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。）をした日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。）、道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。）において、運転することをいう。

（危険運転致死傷）

**第二条** 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

- 一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- 二 その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為
- 三 その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為
- 四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- 五 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為
- 六 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに停止することができる速度で進行することをいう。）をさせる行為
- 七 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- 八 通行禁止道路（道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であって、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。）を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

**第三条** アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は十五年以下の懲役に処する。

2 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前項と同様とする。

（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱）

**第四条** アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、十二年以下の懲役に処する。

(過失運転致死傷)

**第五条** 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

(無免許運転による加重)

**第六条** 第二条（第三号を除く。）の罪を犯した者（人を負傷させた者に限る。）が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期懲役に処する。

2 第三条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は六月以上の有期懲役に処する。

3 第四条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十五年以下の懲役に処する。

4 前条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十年以下の懲役に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

**第十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則 （令和二年六月一二日法律第四七号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

# なぜ人間には法が必要なのか？

## —人間の生命活動のしくみから考える—

2020 年度市民公開講座レジュメ：2020 年 10 月 24 日（土）  
梅田 豊（愛知学院大学教授）

### 1. 宇宙の成立ち

#### 1) ビッグバン宇宙論

- ・宇宙膨張の事実（1920 年代：エドワイン・ハッブル）
- ・宇宙マイクロ波背景放射の存在 ←「宇宙の晴れ上がり」
- ・宇宙を構成する物質の組成（75%が水素 23%がヘリウム）

#### 2) 宇宙誕生（ビッグバン）後の経緯

- ・10 の 27 乗分の 1 秒後に一つの銀河系ほどの大きさに
- ・エネルギーの基本的 4 形態（重力・電磁気力・強い力・弱い力）が誕生
- ・約 3 分後に物質の素（諸々の素粒子）が作られプラズマの状態が 38 万年続く
- ・約 38 万年後 陽子と電子の結合により光子が自由に → 「宇宙の晴れ上がり」

#### 3) 暗黒物質と暗黒エネルギー（今後の課題）

- ・暗黒物質（ダークマター）：宇宙の質量の 25%を構成
- ・暗黒（ダーク）エネルギー：同じく 70%を構成

### 2. 太陽系と地球の成立ち

#### 1) 星の誕生（星間物質→原子星：中心温度=約 1000 万 K 超→水素の核融合反応→恒星

#### 2) 星の寿命

- ・太陽の質量の約 8 %以下 → 褐色矮星（わずかな赤外線を放出）
- ・軽い星（寿命=数兆年？）から太陽の 100 倍の質量の星（300 万年程度）
- ・太陽=100 億年程度（残り 50 数億年）

#### 3) 星の最後

- ・主系列：赤色巨星 → 白色矮星 → 黒色矮星
- ・太陽より 8 倍以上の質量の星：重力崩壊による「超新星爆発」

#### 4) 惑星の種類

- ・地球型（岩石）惑星：水星・金星・地球・火星
  - ・木星型（巨大ガス）惑星：木星・土星
  - ・天王星型（巨大氷）惑星：天王星・海王星
- \* ハビタブルゾーン=地球軌道の前後

### 3. 諸元素の生成

- 1) ビッグバン元素合成 → 水素 (H) とヘリウム (He)
- 2) 恒星内元素合成 → 鉄 (Fe) までの元素
- 3) 超新星元素合成 → 鉄よりも重い元素

### 4. 生物の起源

- 1) 化学進化説 (1952 年スタンリー・ミラー : アミノ酸生成に成功)
- 2) 生物の誕生した場所 (海底火山の熱水噴出孔?)
- 3) 生物細胞の基本構造
  - ・核酸 (DNA と RNA) ・タンパク質・脂質

### 5. 生物進化の概略 (約 38 億年前～800 万年)

- 1) 最初の生物 (35 億年以上前) =LUCA (全生物の共通祖先) ←共通コドン
  - ・原核生物 (?) 代謝方法=発酵又は嫌気呼吸
- 2) 光合成 (34～25 億年前)
  - ・シアノバクテリアの出現→酸素增加→オゾン層形成 (=紫外線遮断)
- 3) 呼吸と真核生物 (25～15 億年前)
  - ・ミトコンドリア (呼吸・代謝) と葉緑体 (光合成) 取り込む (細胞内共生説)
- 4) 有性生殖 (10 億年以上前)
  - ・細胞分裂による増殖 (無性生殖) →生殖細胞による増殖
  - ・生物進化の多様性加速
- 5) 多細胞生物の出現(6 億年～5 億年前)
  - ・エディアカラ化石群 (5 億 5 千万年前) : ゼラチン状の柔構造の生物
  - ・カンブリア爆発 (5 億 4200 万年～5 億 3000 万年前) : 多様な多細胞動物の出現
- 6) 脊椎 (脊索) 動物の出現 (5 億年～4 億年前)
  - ・体の骨格となる様々な骨と共に目の進化 : ロドプシン (視紅) =色素が重要な役割
- 7) 生物の陸上進出 (4 億 7500 万年～3 億 6000 万年前)
  - ・最初の陸上生物 : シダ類やコケ類 (植物) 菌類 昆虫や両生類 (脊椎動物)
  - ・肺魚 (エラ呼吸と肺呼吸) →両生類
- 8) 恐竜と哺乳類 (2 億 4500 万年前=ペルム紀末大量絶滅～800 万年前)
  - ・両生類→爬虫類 (巨大化=恐竜) の繁栄
  - ・約 6500 万年前 : 小惑星衝突→恐竜の絶滅
- 9) 哺乳類の繁栄
  - ・チンパンジーとホモ属との分岐 (約 700 万年前)

## 6. 人類（ホモ・サピエンス）の出現（約20万年前）

- 1) 人類の特徴→大脳新皮質の発達
- 2) 人類の起源=アフリカ單一起源説

## 7. 本能知と理知

- 1) 本能知：基本的に種毎にパターン化された知恵
  - ・本能知によって参照される過去体験=基本的に共通祖先全生物と種毎の体験
- 2) 理知：論理的認識・思考を使う知恵
  - ・理知によって参照される過去体験=基本的に個体・個人毎の体験  
(人間は本能知を土台とするがそれが制限されている面も)
- 3) 人間は理知により独自・個性的な自分の世界を創り上げる
  - ・同時に自分の世界を他者と共有
    - 共通の概念化・意味づけ=決めごと（言葉とルール）の必要性
    - ・他方で他者（社会）との矛盾・対立の可能性
    - ・ルール=法律の原型
- 4) 善悪の判断
  - ・人間は良いことも悪いことも可能 → 「生」の否定

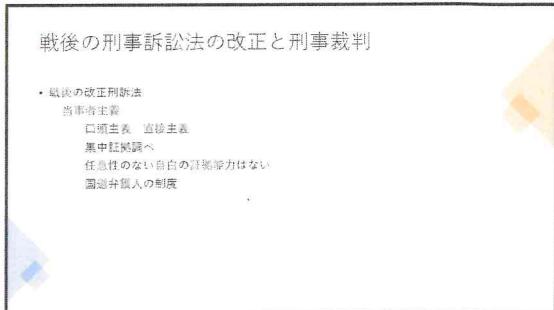
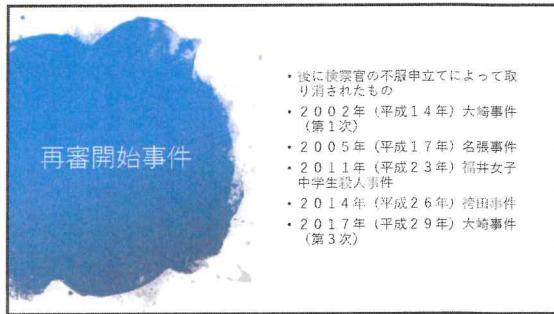
## 8. 人間社会の分類

- 1) 血縁社会（旧石器時代の狩猟採集社会）
- 2) 農村社会又は村落共同体（初期農耕時代）
- 3) 農耕文明社会（農業生産力の増大→人口の飛躍的増加→都市・国家の出現）

## 9. 人間社会の発展と権力構造の諸形態

- 1) 狩猟採集社会におけるルール（法）の平等性
- 2) 初期農耕社会における合意性権力の出現
  - ・農業生産力の増加・安定 → 共同体の規模拡大 → 社会構造の変化
  - ・共同体内の役割分担や紛争解決の必要性
- 3) 合意性権力から強制的権力（法機構）へ（←社会の複雑化・分業化）
- 4) 古代国家権力社会における宗教的権威（神判など）
- 5) 中世国王権力社会における権力の正当化（王権神授説など）
- 6) 近代国家社会における人権と民主主義概念の誕生

## 10. おわりに



## 戦後の刑事訴訟法の改正と実際の刑事裁判

- 戦後の改正刑法 実際
  - 口頭主義 → 調書裁判
  - 集中証拠調べべー 証拠開示かみとめられない
  - 最高裁昭和44年判決  
裁判所の裁量  
→五月雨証拠調べべー調書裁判
  - 自白の任意性→ 制限的解釈 一人審司法
  - 国連弁護人→ 接見の制限（指定書）  
被疑者の国連弁護がない一人審司法

公判

調書

調書裁判

証拠開示がないと

⑥自白

④自白

⑤自白

①否認

②否認

③否認

証拠開示がないと

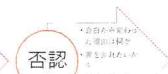
⑥自白

開示しない

⑤自白

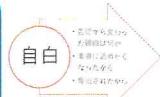
開示しない

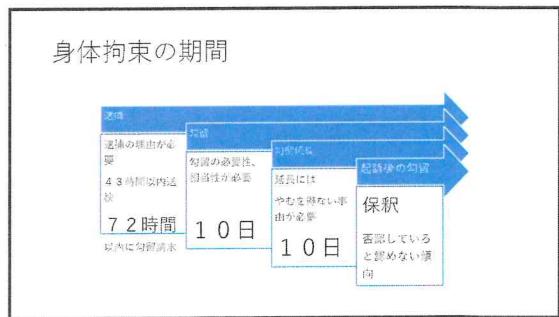
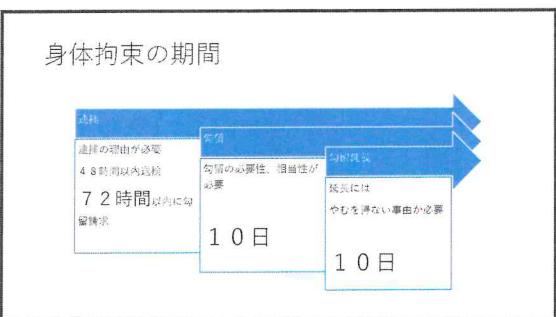
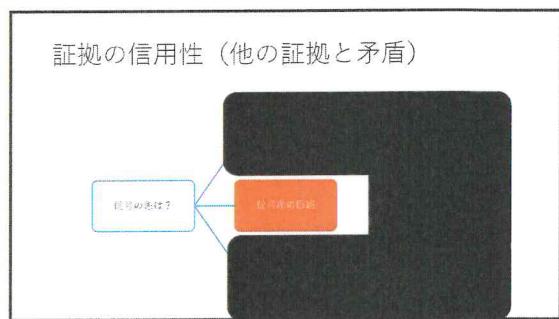
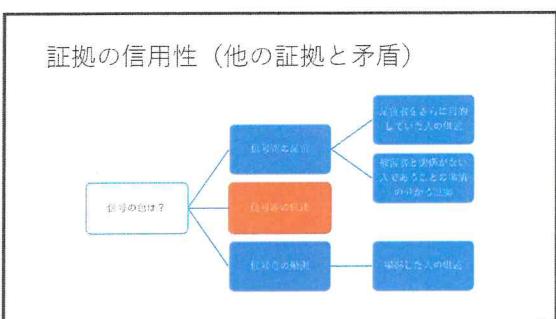
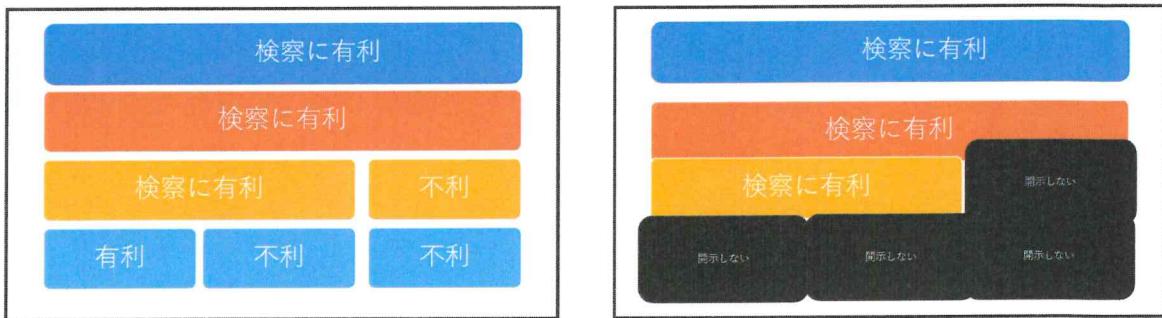
証拠の信用性（自己矛盾）

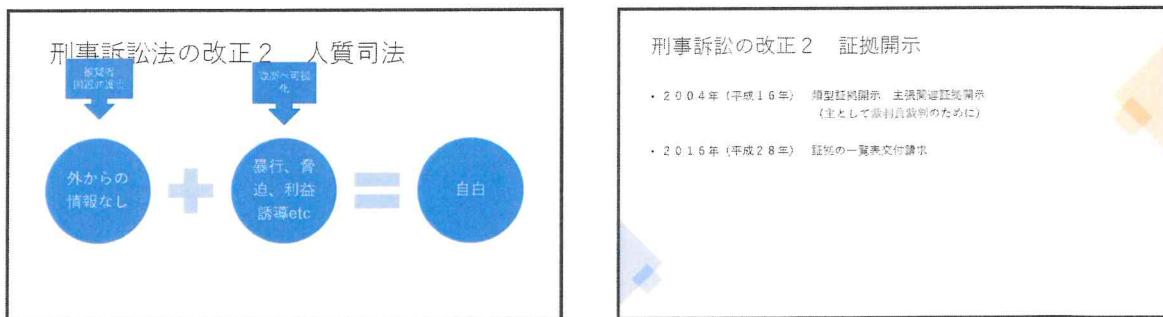
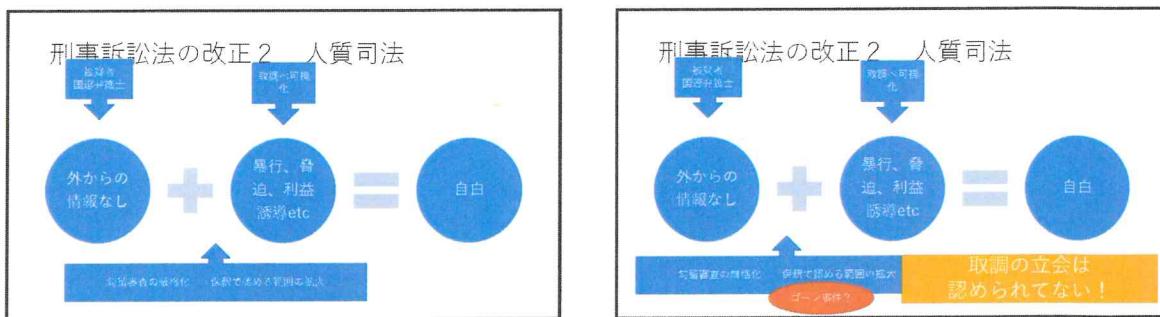
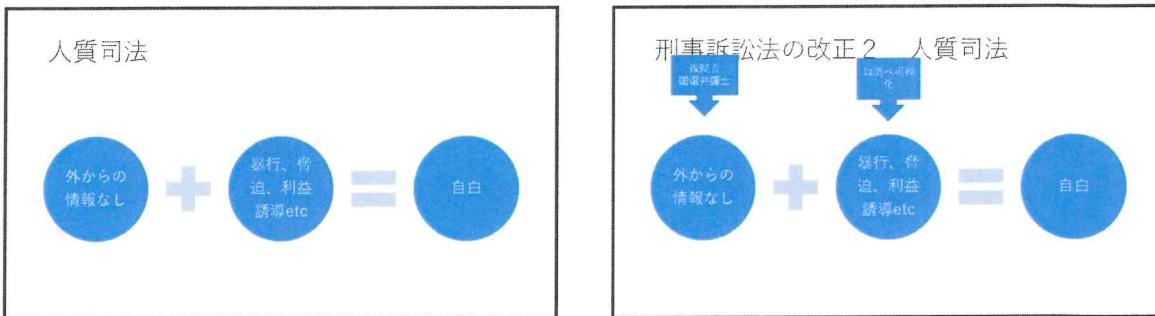


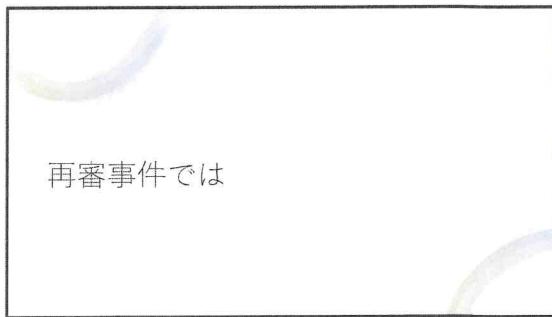
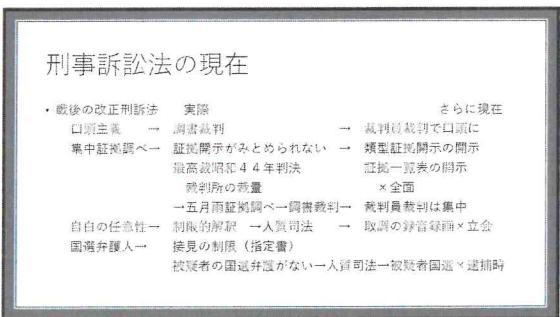
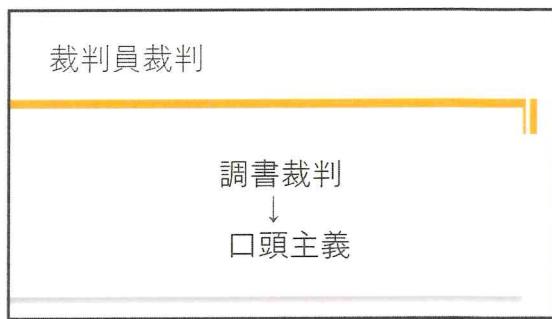
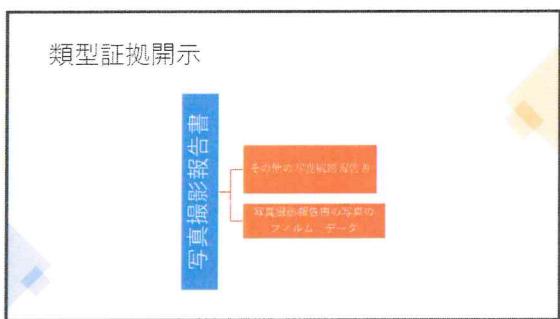
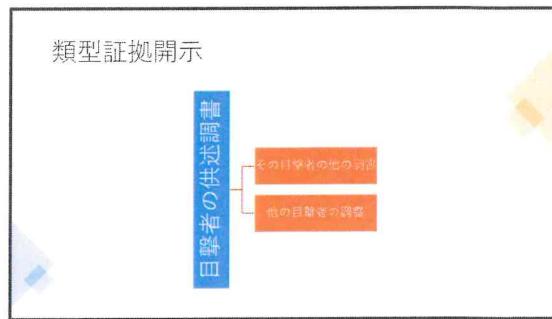
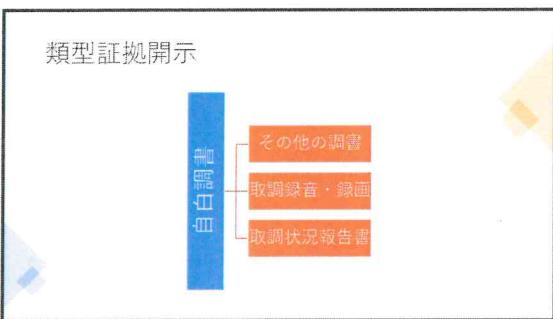
証拠の信用性（自己矛盾）

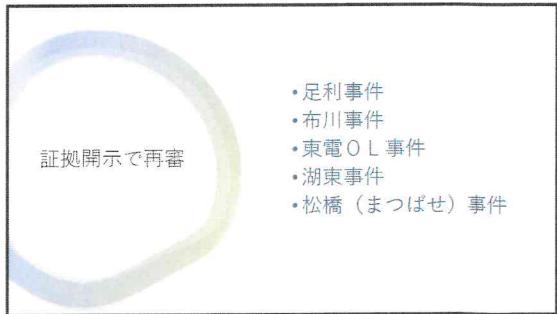
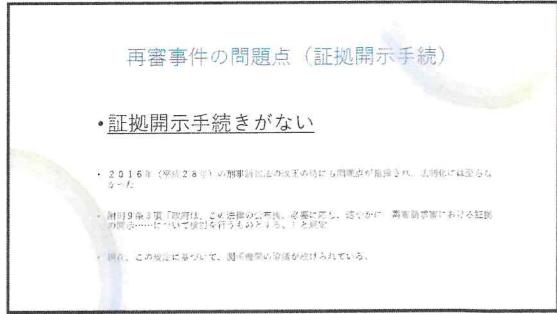
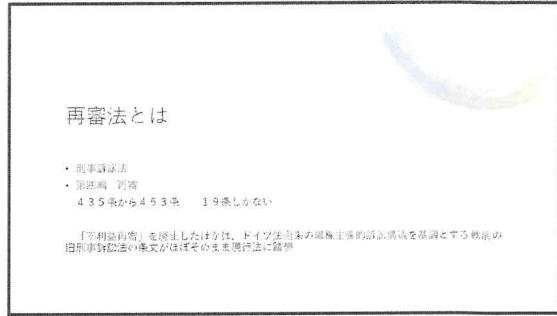
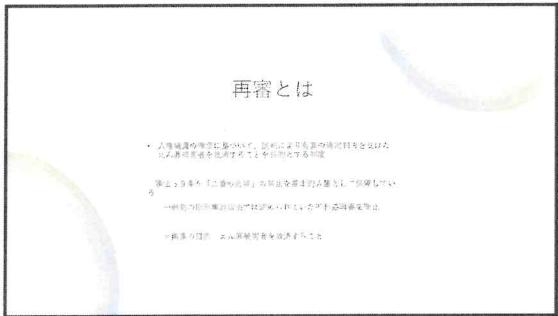
開示しない

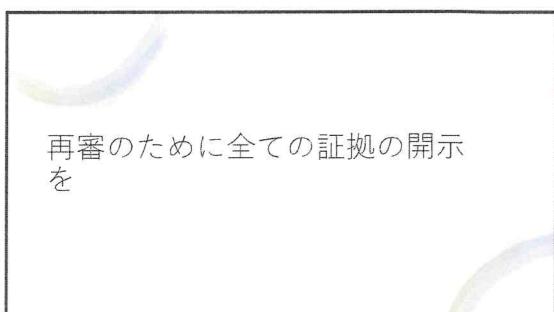
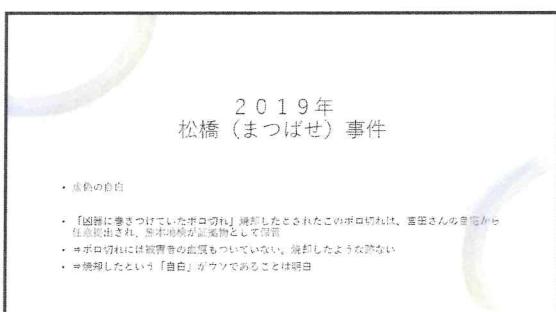
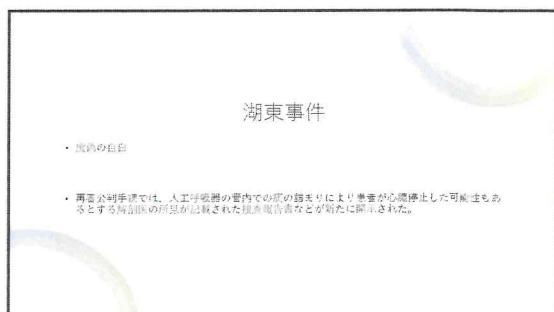
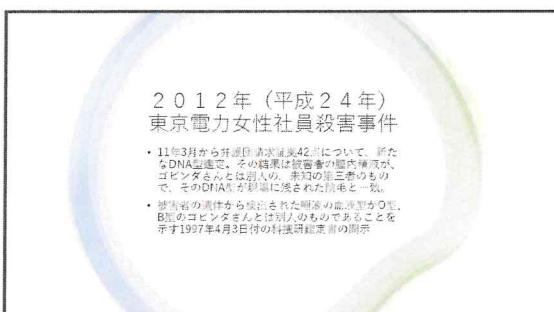
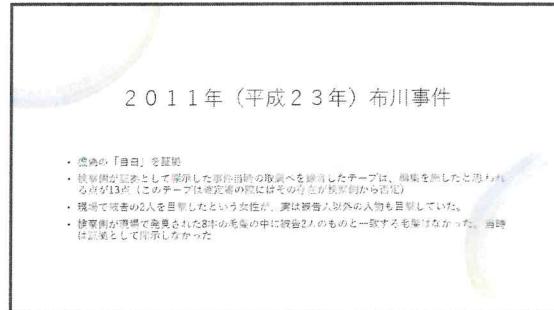
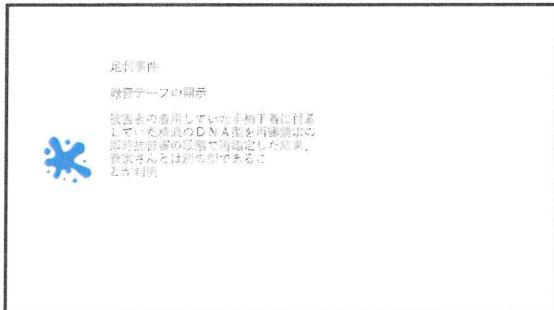


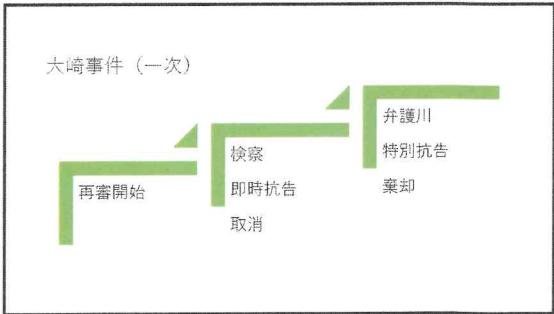
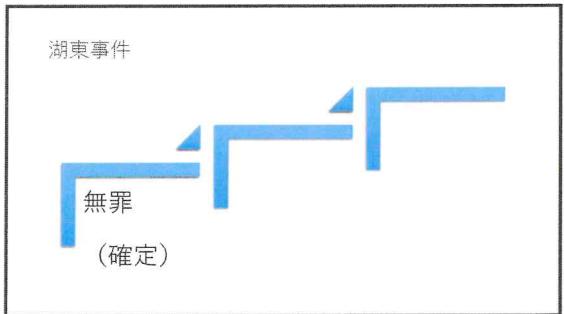
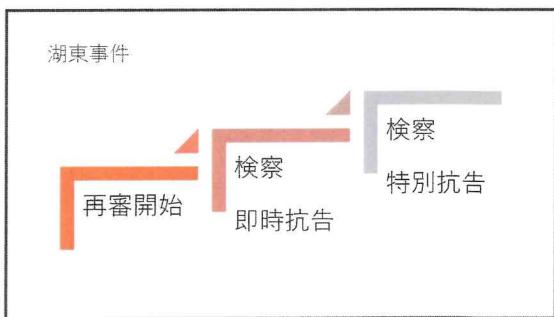
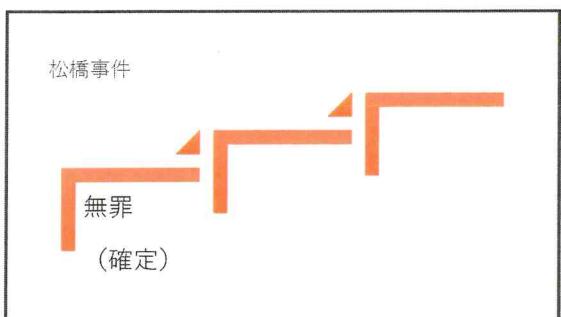
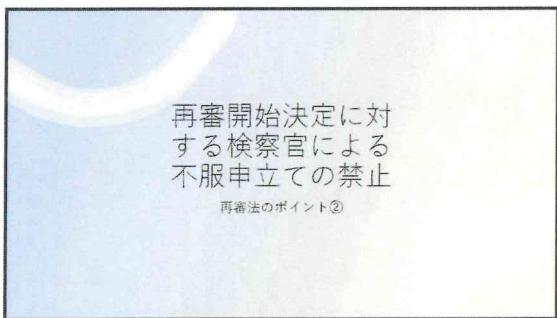


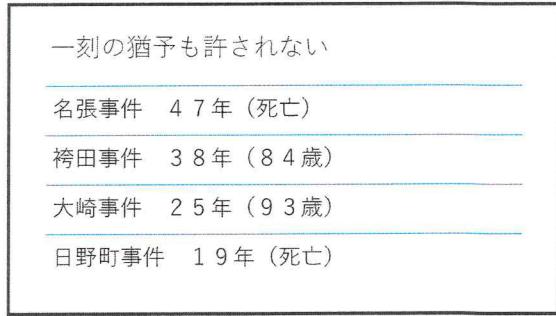
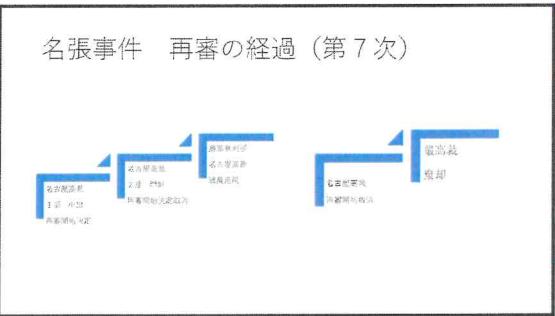
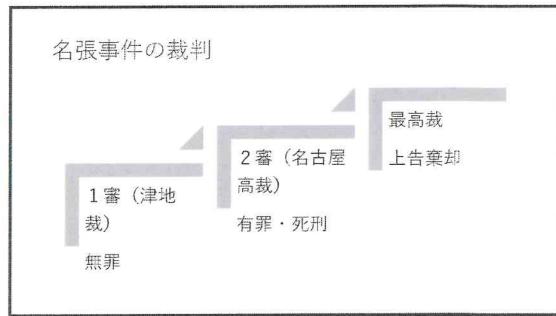
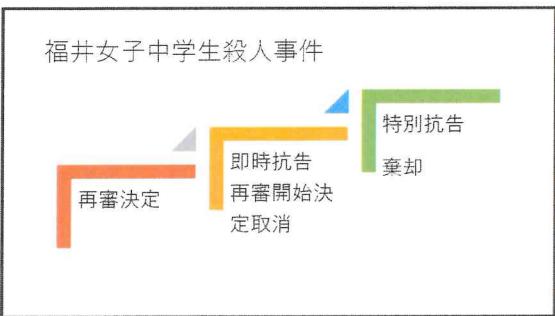
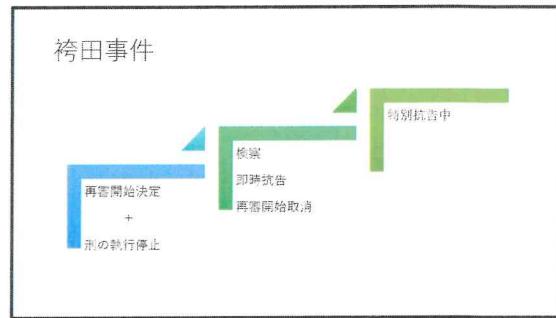
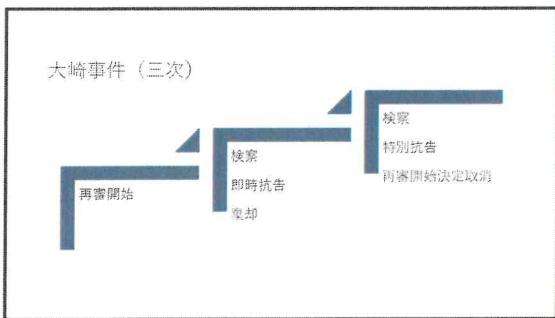












### 再審の目的

もっぱらえん罪被害者  
を救済することにあり、  
無実を訴える者の人権  
保障のために「のみ」  
存在する制度

→不服申立制度を認めること  
は目的に合わない

再審開始決定に対  
する検察官による  
不服申立ての禁止

### ▼ 再審における手続き の整備を

再審法のポイント③

### 職権主義

戦 前



現在（裁判員裁判）



### 再審格差



### ▼ 再審における手続き の整備を



## 2020年度後期市民公開講座

### 大改正相続法について

愛知学院大学特別教授  
弁護士 國田 武二郎

#### 第1 相続が、争族になる背景と悲しい現実

法定相続の功罪。親族関係の希薄化。背後にいる配偶者の影響力等

#### 第2 改正相続法における配偶者居住権について

- 平成30年7月6日、改正相続法が成立し、同月13日に公布され、既に、施行されています。今回の改正法は、高齢化社会の進展等の社会経済情勢の変化を前提にして、①相続が開始した場合の配偶者の居住確保、②遺産分割前の預貯金債権の行使、③自筆証書遺言の方式の緩和、④遺留分減殺請求権の金銭債権化などです。いずれも重要な法改正で、理解しておく必要があるので、順次、説明したいと思います。

#### 第3 配偶者居住権について（2020年4月1日から施行）

- 配偶者の居住権を保護すべく、「配偶者居住権」を新設しました。これは、生存者配偶者（多くは、妻）の「終の棲家」を権利として確保しようするものです。かかる生存配偶者は、多くは高齢者であり、長年住み慣れた「我が家」に最期まで住み続けたいという希望が強いのが通例であり、また、高齢者が新たな地に引っ越しして新しい生活を始めるのは肉体的、精神的に大きな負担です。他方、相続人が複数いて、遺言もない場合、それぞれの法定相続分に従って相続財産を承継することになりますが、居住していた建物をまるまる生存配偶者のものにするためには、きちんとした遺産分割をしなければなりません。遺産分割協議の結果、建物や敷地を単独所有できればいいのですが、親子関係等がうまくいかず、その結果、他の相続人と共有になると、いつかは出ていかなければならないかもしれないという不安定な状況に置かれ、また、自分の持ち分を超える部分は使用料（賃料）を払わなければいけなくなる等の問題が生じます。

- そこで、改正法は、被相続人の死亡後の配偶者の生活の維持のため、配偶者がそのまま建物に住み続けられることを確保するための新たな制度を設けました。具体的には、被相続人が配偶者に建物に引き続き住んで欲しいという意思を明確にした場合や、相続人が遺産分割で配偶者に居住権を認めた場合に成立する「配偶者居住権」です。

- 住み慣れた自宅にそのまま居続けながら、遺産分割時にお金も受け取れるようになったということです。具体的に述べると、亡くなった夫が、3000万円の自宅と2000万円の預貯金を残したとします。相続人は、妻と長男のみとして、妻と長男の相続分は、2分の1の各2500万円となります。妻は残された自宅を住みたいと思いますが、自宅を相続すると、預貯金は1円ももらえず、さらに、長男に500万円を支払わなければなりません。現金が用意できなければ、家を売らねばなりません。それが今までの相続法でした。しかし、改正法で、妻が「配偶者居住権」を主張した場合、自宅は、居住権と所有権に分けられ、妻は自宅の1500万円分の居住権を、長男は1500万円の所有権を、それぞれ相続します。それによって、妻は自宅に住み続けられるうえ、現金1000万円も相続できることになります。

問題は、居住権の価値評価ですが、夫の死亡時における妻の年齢を基に、平均余命から計算されます。配偶者の年齢が低ければ平均寿命が長くなるので、居住権の価値は高くなります。例えば、夫の死亡時の妻の年齢が50歳であれば、平均余命は38年として、居住

権の価値は所有権より高くなります。

仮に、自宅を 3000 万円とした場合の妻の居住権の価値は下記の表になります。

妻の年齢	平均余命	妻が得る移住権の価値	所有権の価値
50 歳	38 年	2025 万円	975 万円
55 歳	34 年	1902 万円	1098 万円
60 歳	29 年	1728 万円	1272 万円
65 歳	25 年	1566 万円	1434 万円
70 歳	20 年	1338 万円	1662 万円
75 歳	16 年	1131 万円	1869 万円
80 歳	12 年	897 万円	2103 万円
85 歳	8 年	633 万円	2367 万円
90 歳	6 年	489 万円	2511 万円

妻の年齢が高いほど現金が多く受け取れます。妻が 70 歳を超えているならば、この新しい制度を使えるよう準備してから死ぬべきです。

4 配偶者居住権を得る要件ですが、**相続開始時にその家に住んでいることが条件です。**したがって、夫と別居して賃貸物件等に居住している場合は、夫の自宅に居住権は発生しません。なお、この居住権はあくまで配偶者の為にある権利なので配偶者が第三者に「譲渡」することはできません。また、この居住権は登記されるので、所有権を取得した子供が家を第三者に売却したり、また、借金で家を差し押さえられても、妻は居住権を失うことはありません。また、**居住権を持つ配偶者は家賃を支払い義務もありません。**ですから、配偶者居住権のある物件を第三者が購入等することはあまりないと思います。

※ 長男夫婦と同居している場合、この制度を使うと良いでしょう。従来は、長男に相続させるパターンでしたが、長男が先に死亡してしまい、妻と長男の嫁との折り合いが悪くなると、最悪、嫁から追い出されてしまいます。そこで、配偶者居住権を使えばその心配はありません。なお、配偶者居住権は妻の死亡とともに消滅するので、上記の説例で長男の所有権は、自動的に 3000 万円になります。

#### ※ 問題点

終身の権利なので、居住権を登記してしまうと、第三者に売ることが困難になります。また、妻が老人ホームなどに移る場合、配偶者居住権が放棄により消滅します。この場合、妻から子に贈与があったとして贈与税が課税されます。さらに、固定資産税は所有権を持つ子に請求されます（したがって、妻子の間で支払いをどちらにするか取り決めておくとよいでしょう）。

#### ※ 生前の対策

**死因贈与契約**を結ぶと死後の登記がスムーズにいく。

例 公正証書で

甲（夫）は、以下の建物について配偶者居住権を乙（妻）に贈与することを託し、乙はこれを承諾した。この契約書を持って法務局に行けば、**始期付き配偶者居住権設定仮登記の手続きができる**、夫の死亡時に効力が生じます。つまり、登記の予約をして、相続発生時に法務局で本登記すればよい。・・配偶者居住権の利用を考えているならば、今のうちに登記の予約をする。仮登記しておけば、他の相続人は勝手に自宅を売却できない。家・土地の相続は後回しするともめやすいので、準備しておくこと。

#### 5 自宅の生前贈与に関するルール変更（2019 年 7 月 1 日から施行）

ア 20 年以上の婚姻歴のある妻に対しての「おしどり贈与」で、2000 万円までは税金がかから

ない特別措置があります。暦年贈与 110 万円分と合わせれば、2110 万円分を無税で夫から妻に渡せます。

イ おしどり贈与で生前贈与された自宅は、相続財産から切り離され、自動的に遺産分割の対象外となりました。

具体例：相続人は妻と長男。2000 万円相当の自宅を妻に生前贈与。遺産額は 3000 万円の預貯金のみ。

従前は、自宅の 2000 万円は遺産の先渡しともなされ、預貯金と合わせた 5000 万円を子と妻で分け、妻の相続分は 2500 万円。その結果、現金は自宅分を引いた 500 万円しか受け取れませんでした。しかし、改正で自宅は相続財産に含めないので妻は自宅を住み続けたまま現金 1500 万円を受け取れることになりました。

但し、相続の場合なら無税でしたが、生前の贈与では登録免許税が相続の時の 5 倍もかかります（固定資産税評価額の 2 %）がかかり、さらに、不動産取得税（同 3 %）もかかります。

6 ただし、法改正後も、生前贈与した自宅は、遺留分の侵害額請求の対象となります。

夫の自宅 4000 万円を生前贈与した上で、1000 万円を預貯金も妻にという遺言をした場合。子の遺留分は  $5000 \text{ 万円} \times 4 \text{ 分の } 1 = 1250 \text{ 万円}$  ので、不足分の 250 万円を請求されます。これまで、250 万円分を子の持分として共有でしたが、不動産が共有になると他の所有者の合意なしで売却できないので非常に不便でした。2019 年 7 月からは遺留分の請求は、共有ではなく現金精算に変わりました。したがって、250 万円用意できなければ家を売るということになり、しかも、不動産を売却して遺留分を支払うと、売却した側に譲渡所得税が発生します。

#### 第4 預貯金の仮払い制度（2019 年 7 月 1 日からスタート）

1 「亡くなった親の銀行口座が凍結されて現金が引き出せず、葬式費用が無く困っている」「亡くなった夫の口座からお金を下ろすことができず、当面の生活費がない」等といったことをよく耳にしますが、残された遺族の当面の問題を回避するために、**遺産分割協議が終わっていなくても、預貯金の引き出しができるようになりました**。方法は、二つあり、一つは**家庭裁判所に仮分割の仮処分を申し立てる方法**です。生活費や葬儀費用、相続税の納税資金等が必要な場合、他の相続人の利益を害しない範囲で、裁判所が預貯金の仮払いを認めることができるというものです。ただし、調停や遺産分割の審判の申し立てが前提になるので、手間と時間がかかります。

そこで、二つ目の方法として、一定の割合に限り、家裁の判断を経なくても預金が引き出せる方法です。**上限があり、「死亡時の預金金額 × 3 分の 1 × 法定相続分」**です。ただし、**一つの金融機関から引き出せる上限は 150 万円までです**。たとえば、父親はすでに故人で、母親が亡くなっています。母親名義の預貯金が 900 万円あったとして、相続人が、長女、長男の 2 人の場合、それぞれ、 $900 \text{ 万円} \times 3 \text{ 分の } 1 \times 2 \text{ 分の } 1$ （法定相続分）= 150 万円まで引き出せるようになりました。ですから、個々の子供達には手元の資金が無くても、母親の口座から各自 150 万円を下ろしたお金で葬式ができるということです。

2 必要書類：①被相続人の出生から死亡までの戸除籍謄本、②相続人全員の戸籍謄本、③引き出す人の実印（故人の通帳や暗証番号はいりません）。

##### ※ポイント 1

- i 相続人のうち一人が手続きをすれば仮払いを受けられます。
- ii 使い込みを疑われないように仮払いを受けた現金は使途がわかるように領収書をとつておくこと。
- iii 2019 年 6 月 30 日以前に発生した相続でも申請できます。

##### ※ポイント 2

- i 故人の銀行口座がどこにあるのか把握しておかないと引き出しが出来ないので、財産

目録を作つておく必要があります。通帳を探して口座を把握。口座の数がわかれれば、遺産の総額が確定できます。

- ii 通帳が見つからない時「全店照会」（同一銀行に複数の口座を持っていないか、窓口で確認する手続きのこと）という方法で口座を確認します。
- iii 分かったら、各口座の残高証明書を発行してもらう。残高証明書があると、遺産額の証明になり、遺産分割時のトラブルを防げます。また、相続税を申告する際にも必要となります。
- iv 残高証明書は申し込みから1週間程度で自宅に郵送されます

### 3 口座の凍結解除に必要な書類

- ア ●遺産分割協議書、●相続人全員の印鑑証明書、●相続人全員の戸籍謄本、●故人の出生から死亡までの除籍謄本、●相続届（銀行ごとに異なる専用の書類のこと）で、窓口でも郵送でも貰えます。この書類で、預貯金の名義を変更するか、自分の口座にお金を移すかを選べます。●銀行での手続きに、故人の通帳やキャッシュカード、暗証番号は不要。
- イ 複数の支店に複数口座があつても、近くの支店でまとめて手続きができます。ただし、相続人の一人が窓口まで行く必要があります。  
なお、故人が貸金庫を持っていた時、預貯金の凍結解除に同時に手続きをしてください（鍵が見つからない場合紛失届を出せば手続き出来ます）。

### 第5 自筆遺言の改正（2019年1月並びに2020年7月10日）

- 1 従前の自筆証書遺言は、①全文を自筆で書く、②家庭裁判所の検認が必要で、このため、相続手続きに時間がかかる。③自宅などにこっそり保管するので、紛失や忘れる可能性がある。④形式や内容に間違いがあると無効になる。⑤第3者に内容を改ざんされる恐れがある等の問題ありました。まず、①の点ですが、不動産、預貯金、株式、国債などの有価証券、借入金などの財産目録をパソコンで作成することが可能になり、自筆で書く負担が大きく軽減されました。また、パソコンなどで財産目録の一覧を作れない場合は、不動産登記事項証明書や通帳などのコピーの添付によるリストの作成でも構いません。但し、「自筆証書遺言書」の本体と「財産目録」とに割り印をして、一体性のあるものにすることや、財産目録の全ページには署名・押印をすることが必要です。この形式面の改正は、2019年1月から施行されました。
- 2 さらに2020年7月10日から、法務局に自筆証書遺言を法務局に預けることが可能となりました。この結果、紛失や第三者に内容を改ざんされる恐れがなくなりました。また、保管に際して、法務局の事務官が遺言書を審査し、署名捺印や日付など形式に不備があれば指摘してくれます。このため、家庭裁判所の「検認手続き」（相続人などの立会いの下、遺言書を開封し内容を確認すること。これを怠れば5万円以下の過料に処せられます）が不要となり、すぐに相続手続きを始めることができます（法務局に預けない場合は、これまで通り検認手続きが必要です）。そして、残された家族は、相続開始後に遺言書の検索ができる、写しの請求、閲覧もできます。相続人の一人が写しの交付を受け、閲覧した場合は、他の相続人に對し法務局から「遺言書が保管されている」旨の通知が届きます。このように、自筆証書遺言が手軽にかつ便利になったことから、今後、利用される度合いが多くなると思われます。
- 3 具体的には、①遺言書本人が遺言書を作成し、管轄の法務局に申請の予約をした上で、直接本人が出向き（本人以外は申請できません）、その上で1通につき3900円の収入印紙を手数料として添えて申請します。これに対し、②法務局は、i 本人確認（運転免許証など顔写真付きの証明証を持参）、ii 遺言書の形式の適合性（署名、押印、日付の有無等）を確認した上で、申請を受付け、保管番号などを記載した「保管証」を本人に渡します（保管証は、後の手続きのために必要ですから大切に保管する必要があります。なお、保管期間は本人死後50年です。）。なお、法務局では、遺言の内容についての質問や・相談は一切

**受け付けませんので注意して下さい。**保管後、本人は、手数料を支払って保管した遺言書をモニターで見たり、原本を直接閲覧することができます。さらに、預けた遺言書の返却（破棄して書き直したい場合等）や、氏名や住所等に変更がある場合、「変更事項」を届けることもできます。

本人が死亡後、相続人は、遺言書が預けられているかどうか確認するために「**遺言書保管事実証明書**」の交付を請求することができます。また、相続人は、遺言書の内容の証明書、すなわち「**遺言書情報証明書**」の交付を取得することができます。その証明書には、遺言書の画像情報（遺言書のコピーのようなもの）や遺言書に記載されている作成の年月日等が記載されているので、その証明書を使って、遺産の名義変更など各種手続きに利用することができます。この場合「検認」は不要です。なお、法務局は、この証明書の交付を受けた相続人以外の他の相続人に對し遺言書を保管している旨を通知し、他の相続人の権利が侵害されないような措置をとっています。また、本人の死亡後であれば、相続人は、遺言書の閲覧も可能です。これから自筆遺言を作成しようと思っている人は、是非、この制度を活用してください。但し、保管の対象となる遺言書は、用紙の大きさがA4であるなど所定の方式があるので、詳しくは法務局に問い合わせて下さい。

## 第6 義父母への介護で嫁が報われる。「特別寄与制度の創設」について（2019年7月1日から）

1 長男の嫁として義理の両親の介護を長年引受けて、大変な思いをしてきたにもかかわらず、いざ遺産相続になると相続人は、長男以外に、法定相続人である次男や長女。私は、蚊帳の外。次男も長女も全く親の面倒を見なくて、苦労した私に義理の親の遺産が貰えないのは余りにも不公平です。法改正で、私にも財産を分けてもらえるということですが、その詳細を教えて下さい。

2 今回の相続法の改正により、相続人以外の者が被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合に、特別寄与者が各相続人に対して、寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払を請求することができることとなりました（1050条）。これまでも、相続人に限って「寄与」という考えがあり、介護の貢献度合いに応じ、寄与分という形で相続額を増やすことができましたが、相続人でない妻は請求することはできず、このため、設問のように実質的な公平を欠くという批判がありました。そこで、「**被相続人の相続人でない親族**」すなわち「6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族」であれば、「**特別寄与料**」の請求ができるという方策を設けることになったのです。したがって、長男の配偶者である「嫁」（一親等の姻族でもある）は、「相続人ではない親族」となり、介護の貢献分を請求できるようになったのです。孫（2親等の血族）はもちろん、いとこの子（5親等の血族）のような遠縁も含まれます。

3 具体的に説明すると、義父の遺産額が3000万円として、長男、次男、長女の法定相続分は各自1000万円です（義母は既に死亡）。そして、仮に嫁の特別寄与料を300万円とした場合、長男ら3人から各自100万円の計300万円を請求できることになり、その結果、長男らの法定相続分は、100万円ずつ減るということになります。

また、長男である夫が故人となっていた場合、今まででは、残された妻はどれだけ義父母に尽くしても、相続人でないため遺産を受取ることができませんでしたが、今回の法改正で、夫が存命の場合と同じ水準の特別寄与料を請求することができるようになりました。つまり、次男や長女から150万円ずつ請求できることになります。したがって、夫の死後も献身的に舅や姑の介護を続けた場合、その見返りを受取ることができ、介護の苦労が報われるということになります。

4 特別寄与料を請求するための具体的な方途について。

「**特別寄与料**」という制度が認められましたが、単に、生前、舅や姑を介護したからというだけでは、請求が当然に認められるわけではありません。それなりに、資料が必要です。まずは、介護日誌などで、どんな介護（あるいは世話）を、どれくらいしたか等の記録を残すことが必要です。例えば、病院の送迎や食事や身の回りの世話、入浴の介助等できる

だけ細かく記録をつけておくことです。介護事業者との連絡ノート、電子メールなどのやり取りも保存しておくのも有効です。また、おむつ代やタクシー代、薬代のレシートなど出費の記録を残しておくことも必要です。なお、介護期間中、舅や姑から出してもらった金品があれば、それが何のために出してもらって、どのように使ったのかの記録を取ることも大切ですし、また、レシートなども残しておくべきです。そうでないと、相続開始時に「使い込み疑惑」などの濡れ衣を着せられ、他の相続人から追及される可能性があります。特に、自分のために出してもらった金品であればなおさらです。デイサービスや訪問介護を利用しているにもかかわらず、特別寄与料が請求できるかについては難しい点もありますが、デイサービスや訪問介護を利用する前に、「要介護 2 以上の状態」の舅、姑を「1 年以上」介護していた等の事情であれば、請求できる可能性はあります。もっとも、施設に入れず、自宅での介護を望んだ結果、嫁も仕事を辞めざるを得なくなつたという場合であれば認められる可能性は十分あります。

#### ※裁判所の目安

としては、特別寄与料の目安として、被相続人が、「要介護度 2」以上。通常の介護報酬の 5 割から 8 割程度を日数分支払うとしているようであり、最大でも一日あたり 8000 円程度とします。

- 5 この制度は、相続権のない配偶者による介護に報いるという点では、評価できますが、他方、配偶者が相続の話し合いに参加しやすくなつたことや、話し合いがこじれた場合、家庭裁判所に申立てて他の相続人への直接請求をする必要があるので、今まで以上に相続紛争（いわゆる争族）が増える可能性もあることを認識すべきです。
- 6 なお、この特別寄与料の請求は、**相続開始を知った時から 6 カ月**、又は、相続開始の時から 1 年以内に請求しないと権利が消滅しますので、注意すべきです。
- 7 寄与料をもらうと遺贈とみなされて相続税がかかります。しかも、相続人でない妻の場合、**課税額が 2 割加算**になります。そこで、夫が相続する財産に寄与料分を上乗せするような遺言書を書いてもらうほうが現実的です。

#### 第 7 遺留分制度の見直し（2019 年 7 月 1 日）

- 1 自宅で長男と商売を営んでいた父親が、預貯金はないが資産価値 6000 万円の自宅兼店舗を残して死亡しました（母親は、すでに他界）。父親は生前、自宅兼店舗を、長男にすべて相続させるという遺言書残していましたが、相続人は、長男以外に次男もいます。この場合、次男は、相続人として最低限の取り分を請求でき、これを「遺留分減殺請求権」（改正後は、「遺留分侵害額請求権」と呼称が変わる）といいます。つまり、次男の法定相続分は、本来、2 分の 1 の 3000 万円価値相当分ですが、遺留分としてさらにその 2 分の 1 の 1500 万円価値相当分を請求できます。つまり、自宅兼店舗について、次男は、遺留分として 4 分の 1 を相続する権利を持っていることになる。この結果、自宅兼店舗は、長男が 4 分の 3 、次男が 4 分の 1 の割合で共有状態となるのである。このような共有状態では、長男が自宅兼店舗を自由に他に賃貸したり、売却したりすること等が難しくなる。また、4 分の 1 は買い取ると申し出ても、次男がそれを拒否すれば、それも出来なくなります。

そこで、今回の改正で、**遺留分に関しては「金銭債権化」することを原則としました**。つまり、共有するのではなく、金銭で払うと定められました。したがって、共有は遺言に記載がない限りできなくなりました。

- 2 もっとも、長男が 1500 万円の自己資金を用意できればよいのですが、お金が用意できない場合は、結局、自宅を処分して、資金を作るということになります。但し、この場合、長男は共有しないで遺産を売ることになるので、売却に関する手数料などは全て負担することになります（共有であれば、次男も持分だけ負担することになるが）。こうした事態を防ぐために、父親は、亡くなる前に遺留分を支払うための資金を用意しておくことが必要だと思います（例えば、死亡の場合の生命保険の受取人を長男にしておく等）。
- 3 また、遺留分を計算する時、父が亡くなった時点の所有していた財産だけでなく、生前に贈与した財産も含めていました。つまり、「一生分」がその対象となっていました。そのため、

長男の何十年も昔の学生時代の費用まで、生前贈与を受けたと次男が主張し、紛争が泥沼化する例がありました。しかし、今回の改正で、**遺留分を計算するまでの生前贈与の対象期間を10年前までと限定しました**。この結果、遺留分を巡る紛争は、早期に解決することになりました。

## 第8 相続の基礎知識

### 1 法定相続人と法定相続分

ア 配偶者は必ず相続人。

第1順位 子（子を代襲相続する場合の孫・ひ孫）

第2順位 直系尊属（親・祖父母）

第3順位 兄弟姉妹（兄弟姉妹を代襲相続する場合の甥・姪）

イ ①配偶者と子・・配偶者2分の1：子2分の1

②配偶者と直系尊属・・配偶者3分の2：直系尊属3分の1

③配偶者と兄弟姉妹・・配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1

## 第9 遺言書がないと予想される事態

1 相続人間で、遺産分割の協議がまとまればよいが、そうでない場合、

調停→審判等で遺産分割成立まで何年もかかる。

2 財産の処分が困難。預貯金の引き出しが困難。相続税の納付に遺産があてられない（相続開始を知った日から10か月以内。怠ると無申告加算税や延滞税がくる）。

3 法定相続分による遺産分割がもたらす悲劇

法定相続分に従った遺産分割。このため、ほとんど付き合いのない親族が財産を取得し、家族が財産を手放す事態も発生。

## 第10 遺言があればこんな相続も可能

1 相続人以外に財産を遺したい（遺贈）。

① 内縁の妻、②配偶者の連れ子、③老後の面倒をみてくれることを条件に長男の嫁、④孫、⑤世話をしてくれた知人。

2 法定相続分とは異なる相続を実現させたい。

① 妻に全財産、②老後の面倒を見るなどを条件に特定の子供に多くの財産をあげたい、③家族全員が平等になるように財産をあげたい。

3 個々の相続人にそれぞれ必要な財産を相続させたい。

①家業を継いでくれる子供に事業を承継させたい、②同居中の子どもに自宅を相続させたい。

4 慈善事業等に寄付したい

① 母校に財産を寄付したい、②福祉団体に使って欲しい。

5 ペットのために財産を遺したい。

ペットの世話をしてもらうかわりに財産を知人に遺贈したい。

6 その他、財産に関する事項以外について述べておきたい=強制力はないが、故人の意志として尊重。

①葬儀や埋葬の方法について決めておきたい。②臓器移植の希望、③相続に対する思いや家族への感謝の言葉を書き遺したい。④相続人の中で財産を遺したくない人がいる場合は排除も可能（但し、排除原因が必要）。

## 第11 自分には遺言書が必要ない？

1 自分には、財産がないから必要ない？

2 家族仲が良いから必要がない？

3 特に相続について希望が無いから必要ない？

#### 4 財産を使い切ろうと思っているから必要はない？

※ 思わぬ事態が生じることも→遺言書を作成して安心・スムーズな相続

### 第12 遺言適齢期

法律上は、満15歳からです。しかし、遺言能力を考えると元気なうちに使うべきです。認知症等、自分の行為の結果を判断できるに足りる精神的能力（意思能力）がないと、遺言は無効です。

### 第13 遺言の変更は自由自在

- 1 遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができます（民法1022条）。
- 2 前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされています（民法1023条）。

### 第14 自筆証書遺言について

#### 1 自筆証書遺言の作り方

自筆証書遺言を書く場合に注意すべき最も重要な点として、以下の4点です。これらはいずれを欠いても、有効な遺言とはならない遺言の作成要件です。

##### (1) 遺言者が遺言の全部を自筆すること（但し、財産目録は改正法で一部軽減）

他人に代書させたものは、たとえ遺言者のいうとおり忠実に筆記したものであっても法律上は無効となります。また、パソコン、ワープロなどを使用したものは無効です。テープなどで録音したものも認められません。用紙については制限がなく、ノートの切れ端や広告の紙の裏に書いても有効ですが、下書きの原稿と受取られかねませんので避けるべきでしょう。筆記用具は、万年筆、ボールペン、毛筆が適当です。鉛筆は変造される危険が高いので使用を避けるべきでしょう。

##### (2) 遺言者が遺言作成の日付を自筆すること

日付が必要とされるには、遺言の成立日を明らかにし、そのときに遺言する能力があったかどうか明確にしておく必要があるからです。また、遺言者の自筆で内容の異なる複数の遺言書が出てきた場合、最後のもの、すなわち、死亡時に最も近い日付のものが有効な遺言と認められることがあります。このように、遺言書作成の前後を確定する上で日付の記載は不可欠であり、日付のない遺言は法律上無効となります。4月吉日といった書き方は日にちが特定できず無効です。

##### (3) 遺言者が氏名を自書すること

氏名の自書が要求されるのは遺言者本人の遺言であることを明らかにするとともに、署名の筆跡の特徴は他人に真似のできないものであることから、これによって遺言の内容が本人の真意から出たものであることを確認することができるからです。氏名という以上、「姓」と「名前」を併記させなければなりませんが、「姓」または「名前」だけでもそれによって遺言者本人であることが明らかであれば有効です。また、雅号、芸名、屋号でも筆者の同一性が確かめられれば、有効です。

##### (4) 遺言者が遺言書に押印すること

押す印鑑には特に制限はなく、実印である必要はなく、認印でもかまいませんが一般的には実印を使用すべきでしょう。

##### (5) その他の注意点

- i 「遺言書」という表題がなくても有効ですが、表題があったほうが明確でよいでしょう。
- ii 書き方は、縦書き、横書きのどちらでもかまいません。
- iii 字の表記は、アラビア数字（1, 2, 3・・・）でも漢数字（一、二、三・・・）のどちらでもよいのですが、不動産や金額の数字については、後から変造されないように「壱、

式、参・・」の多角漢数字を使うとよいでしょう。

- iv 誰に何を相続ないしは遺贈するかをきちんと特定して書いてください。「預貯金、有価証券等を相続させる」と記載し、「等」に何が含まれるのか問題になったケースもあります。また不動産の表記は住居表示上の住所ではなく不動産登記簿を見てその表示にしたがって記載してください。
- v 遺言書が2枚以上になる場合は、ホチキスか糊付けでとじ、契印してください。
- vi 遺言書を書き終えたら封筒に入れ、糊付けし遺言書に押印したのと同じ印鑑で封印してください。なお、封印のある遺言書は家庭裁判所で相続人立会いの下で開封しなければなりません。すなわち検認手続きが必要です。勝手に開封すると過料という一種の罰を科せられます。

## 第15 公正証書遺言について

- 1 公証人が関与して作成する「公正証書遺言」は、公証人が文面を作成してくれるし、様式不備になる心配もなく、原本を公証人役場で保管するため偽造・変造、盗難、紛失のおそれがなく、また、家庭裁判所の検認手続も不要といったメリットがあります。このため、確実に遺言を実現したいのであれば、確実性に欠ける自筆証書遺言より安心、安全です。
- 2 作成の手順は次のとおりです。①証人二人以上が立ち会う。②遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授する。③公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ又は閲覧させる。④遺言者及び証人が筆記内容の正確なことを承認した後、各自これに署名し印を押す。但し、遺言者が病気などで署名できないときは、公証人がその理由を付記して署名に代えることができる。⑤公証人が、その証書が以上の方程式に従って作ったものである旨付記して、これを署名し印を押す。
- 3 作成にあたっては必要なものは、①遺言者の印鑑証明書・実印、②相続人の戸籍謄本、③受遺者の住民票(写し)、④遺言執行者の住民票(写し)、⑤遺言の対象財産に関する資料(不動産登記簿謄本、預貯金通帳、賃貸借契約書等)などが必要です。
- 4 保管の心配がいらない(写しを紛失した場合は、再発行は可能です)。遺言の存在と内容は明確である。自筆できない人も可能という点は長所ですが、秘密が保てない(証人が口外する可能性もある)、手続きが面倒、次に述べるように費用がかかるという点が短所です。それでも、できれば、公正証書遺言をお薦めします。
- 5 費用ですが、①公証人手数料、②遺言手数料、③用紙代の費用がかかります。①の手数料は、相続財産の価格が、i 100万円まで5000円、ii 200万円まで7000円、iii 500万円まで1万1000円、iv 1000万円まで1万7000円、iv 3000万円まで2万3000円、v 5000万円まで2万9000円、vi 1億円まで④万3000円等と細かく法律で定められています。そして、相続人が複数いればそれぞれの手数料が発生します。②の手数料は、相続財産が1億円未満の場合に支払います(通常、1万1000円)。③の用紙代は、遺言書の枚数によって金額が変わります。一枚当たり250円で、標準的なケースとして合計3000円くらいですみます。
- 6 具体例として、8000万円の財産を子供二人が4000万円ずつ相続するという公正証書遺言を作成する場合、①公証人手数料:2万9000円×2人=5万8000円、遺言手数料:1万1000円、用紙代:約3000円で合計約7万2000円かかるということになります。詳細は、最寄りの公証人役場に問い合わせるといいでしょう。

## 第16 遺言書を作成するポイントについて

- 1 まず、公平感を与えるように配慮することです。  
特定の相続人をえこひいきして全ての財産を当該相続人に相続させるという遺言は、他の相続人に感情的なしこりが残り、争いを引き起こす原因になり、強いては遺言を作為した故人を恨み、墓参する気持ちもなくなります。
- 2 遺言の理由を書くこと。  
特に、特定の相続人に全財産をあげるような場合は、「私の介護を長年にわたって、献身

的にしてくれた」等、他の相続人を納得させる理由付けがあると良いでしょう。家族への感謝の言葉を書くこと。例えば「私の為に尽くしてくれた妻に心から感謝する」等と書くと遺言書の印象は良くなり、残された人も故人をさらに偲ぶでしょう。

3 相続割合ではなく、具体的な物を指定すること。

遺産の4割は長男、3割は長女という割合で相続をさせるといった書き方は、遺産分割協議で具体的な配分を決めるときにもめる原因となります。そこで、具体的に、○○所在の不動産は長男に、××銀行の預貯金は長女にと、具体的に指定しておくと良いでしょう

4 遺言書に書いていない財産については相続人を決めておくこと。

例えば、「遺言書に記載していない財産が出てきた場合は、誰々に相続させる」と書いておくと、後日、遺言書に書いていない財産が出てきても新たに遺産分割協議をする必要がありません。

5 日頃の言動と遺言書に内容を一致させること。

生前、父親が「俺が死んだらこの土地は長男のお前にやる」と言っていたのに、遺言書には、「土地は、兄弟平等に分けてもらいたい」と書いていたのでは、長男も納得できず、兄弟間の紛争の原因になります。ですから、生前の言動は、注意する必要があります。

6 こまめに内容を見直すこと。

遺言は、いつでも書き換えることができます。前の遺言と後の遺言の2通の遺言がある場合は、前の遺言は撤回され、後の遺言が効力を持ります。ですから、10年前に作成した遺言の時は、長男に全ての財産を相続させると書いてても、その後、長男と感情的に対立した時は、後の遺言で書き直すことができます。家族の結婚、離婚、孫の誕生などの家族関係等の変化に伴い、内容を見直して、最新の意思を遺言書に反映すべきです。

7 もっとも身近で信頼できる人に遺言書の存在を知らせておくこと。

死後、誰も遺言書あることを知らずに発見が遅れてしまうことがないように（自筆証書ではその可能性は高い）、配偶者、信頼できる友人、あるいは弁護士など専門家に存在を知らせておくと良いでしょう。

8 遺言執行者を決めておくこと。

確実に遺言を実行するためにできれば、遺言執行者を決めておくと良いでしょう。

## 第17 いわゆる遺産（相続財産）とされるものには、どのようなものがあるか。

1 プラスの相続財産を見てみましょう。この場合の財産として、以下のものがあります。

①現金、預貯金等の現物財産、②土地、家屋の不動産、③賃借権、抵当権などの不動産上の権利、④自動車、貴金属、骨董品、美術品、家財道具などの動産、⑤株式、国債、社債、ゴルフ会員権、リゾート会員権などの有価証券、⑥売掛金、貸付金、損害賠償請求権

（父親を交通事故に亡くした場合、加害者に対する損害賠償請求などは相続されます。なお、この場合、慰謝料額は相当な金額になりますが、この慰謝料額も相続されます）などのその他の債権、⑦著作権、特許権などの知的財産権、⑧故人が受取人の生命保険金、⑨電話加入権などです。

2 他方、マイナスの相続財産を見てみましょう。この場合の財産として、以下のものがあります。

①借金、ローンなどの負債、②故人が連帯保証人になっている場合の保証債務、③不法行為、債務不履行などの損害賠償債務、④未納の税金などの公租公課、⑤営業上の未払い代金などの買掛金などです。

3 相続財産としてみなされないものとしては、以下のものがあります。

①墓地、仏壇、位牌、遺骨などの祭祀財産、②香典、葬儀費用（棺柩その他の祭具、葬式場の設営、読経、火葬の費用、墓標の費用、通夜、告別式の参列者の飲食代、納骨代といったものが含まれます。四十九日の法要の費用、葬儀後の見舞客の食事代は範囲外です。）、③故人のみに帰属する権利（一身専属権=身元保証など）、④故人以外が受取人の生命保険金（指定さ

れていた受取人が先に死亡し、再指定しないまま契約者が亡くなった場合は、相続できます)、⑤死亡退職金（公務員の場合は法律で、会社の場合は、就業規則で受取人が定まっています。但し、生前に退職金を本人が受け取っていれば、退職金は、当然相続財産に含まれます。）、埋葬料などです。

- 4 父親の相続財産を相続するか否かについては、まず、プラスの財産とマイナスの財産をすべて調査した上で決めます。相続財産が少なく、マイナス財産が大きい場合は、相続放棄の手続きを検討すべきです。但し、自己のために相続開始があったことを知った時から3か月以内にその旨を家庭裁判所に申述べなければなりません。相続放棄すると父親の財産については、初めから相続人とならなかったものとみなされるので、相続財産を一切相続しないことになるので、慎重に判断する必要があります。
- 5 相続することになれば、プラス、マイナスの相続財産をどのように分けるかなど、母親、妹と協議をします。協議が成立すれば遺産分割協議書を作成します。しかし、紛争になれば、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることになります。

## 第18 遺言信託について

信託銀行のパンフレットなどにも「遺言信託」というサービスを見かけますが、これは、遺言にかかる一連のサービスを意味します。これは、遺言を書くときに遺言執行者として信託銀行を指定しておき、いざ相続が生じたときに遺言執行者として指定してある信託銀行が、遺言に記載されている通りに財産の分割に関する手続きなどをを行うサービスをいいます。このサービスは「信託」という言葉を使っていますが、**信託法**でいう「信託」という制度の利用とは異なります。信託法上では、信託とは、信託契約、遺言、公正証書等という方法によって、「特定の者が一定の目的に従い、財産の管理又は処分及びその他の当該目的を達成の為に必要な行為をすべきものとすること」といいます（信託法2条、3条）。具体的に述べれば、長男の子どもも、すなわち、内孫のために、自分の預貯金の一部を、孫が大学を入学した際の学費に使いたいと思った場合、あらかじめ信託銀行との間に、ある程度まとまった預金を信託財産とし、自分が亡くなったときは、その預金を孫の学費に充てられるよう管理・処分してもらう信託契約を結んでおけば、信託銀行はその契約に基づいて学費の支払をしてくれます。このような信託を「**遺言代用信託**」と言います。遺言と違うのは、**生前に信託の効力が発生する点です**。この「遺言代用信託」で、自分が亡くなった場合、信託した預金から、葬儀費用を配偶者等に渡すようにと契約（例えば、「私が亡くなったら、妻の口座に葬儀費用として300万円振込むこと」と指定する等）すれば、面倒な相続協議をしなくとも（通常、亡くなった人の預貯金は、協議が終了するまで凍結されますが）すぐに指定された配偶者にお金が渡されます。

その他、家族の当面の生活費、あるいは、年金のように定期的に一定額を残された家族に渡すことも可能です。多くの信託銀行は、元本保証のタイプの遺言代用信託を取り扱っており、1000万円までは元本および利息が保障されます。もっとも、預けた資産の事務・管理のために管理手数料がかかる場合もあるので、詳細は信託銀行に問い合わせてみるとよいでしょう。

## 第19 代償分割について

Q：父親が亡くなったので、長男である私は、実家である父親名義の土地、建物を相続して実家を守りたいと弟や妹に言ったところ、弟らは、「私達も相続権があるので、兄さんのみが、実家の不動産を相続するのは不公平だ。」と言い出しました。どうしたら良いでしょうか。なお、父親の相続財産ですが、実家の土地、建物以外に特に財産といえるものはありません。

A：相続財産（遺産）をどのように分け合うかは非常に難しい問題ですが、一般的に遺産分割の方法として、3通りあります。まず、①**現物分割**という方法です。これは、遺産分割の対象となる相続財産を、相続人間で分けることをいいます。例えば、不動産は全部長男、動

産はすべて次男、預貯金や現金は妹という分け方です。次に、②代償分割という方法です。これは、相続人の一部の者が現物取得し、他の相続人には、その現物を取得した相続人が一定の金銭等を支払うという分割方法です。最後に③換価分割という方法です。これは、遺産分割の対象となる相続財産の全部又は一部を売却して、売却代金を分け合う遺産分割の方法です。

設問のように、不動産しか財産が無い場合、不動産は分割しにくい財産であり、例えば、親と同居している長男が「自宅不動産」を相続すると、他の兄弟姉妹は相続する財産がなくなってしまいます。そこで、遺産分割協議において、「長男は、親の土地、建物を相続する。ただし、長男は、弟並びに妹に対し遺産を取得しない代償として各500万円を支払う」という代償分割を取る方法が良く利用されます。つまり、代償分割は、相続財産に農地や事業用不動産、同族株式等が含まれる場合、細分化、共有化を避けることができます。とりわけ、不動産の遺産分割紛争で、この代償分割による解決が効果的です。例えば、設問のように長男が相続すれば弟や妹には何も残りません。だからといって、長男、次男、妹が共有にしたところで、長男が自宅に居住し、弟や妹が居住しないなら、弟らは何もメリットもありません。また、共有状態で、長男や弟らが亡くなるとそれぞれの子や配偶者が相続して共有者となり、権利関係が複雑になります。こうした、共有相続を回避するための方法として代償分割はメリットがあります。なお、一括で払えない場合は、月々10万円を分割で支払う、あるいは、1年後に支払うというように支払期限を猶予したりすることも可能です。一般的に、代償は、「現金」であることが多いですが、相続人間で合意すれば、現金以外の物や権利でもかまいません。なお、遺産分割協議書で、代償分割の内容を必ず明記することが必要です。そうでないと、相続人間の単純な贈与として「贈与税」がかかります。

ただ、長男が自分の預貯金などで他の兄弟姉妹に分割（代償分割）できればよいのですが、それほどもっていないのが現状です。それでも、「兄弟姉妹は平等」という意識が強くなっています。誰もが一步も引かず、激しい攻防が繰り広げられます。まさに相続は「争族」になります。このため、親は、生前、自分の不動産について誰に承継させるか「遺言書」を作成しておくことが肝要です。

## 第20 法定相続情報証明制度の利用

- 1 死後の手続きに戸籍謄本が多く必要となります。また、その都度、役所に通うために時間も費用もかかります。また、郵送で申請しても届くまでに1週間かかります。そんな時に使えるのが法定相続情報証明制度です。この制度は、故人と相続人の戸籍謄本や住民票をまとめて法定相続情報一覧図という1枚の書類にできる制度です。この制度を使えば、戸籍謄本や住民票を各相続人が1通ずつ取得すればよく、しかも、作成は無料でできます。
- 2 そして、法定相続情報証明制度は、●預貯金の相続手続き→金融機関、●有価証券の相続手続き→証券会社、●不動産の相続手続き→法務局、●生命保険、損害保険の手続き→保険会社、●自動車の相続手続き→運輸支局など、●相続税の申告→税務署などに利用できます。但し、年金関連の手続きには利用できないので注意。
- 3 書式は法務局のホームページにあるフォーマットを利用するとよい。  
但し、準備するものは、①故人の出生から死亡までの除籍謄本1セット、②故人の住民票の除票、③相続人全員の戸籍謄本、④相続人全員の住民票の写し、⑤相続人のうち、代表者の氏名・住所を確認できる書類（マイナンバーカード、免許証）
- 4 **法定相続情報証明一覧図**（原本）と「法定相続情報証明一覧図の保管及び交付の申出書」の2通を法務局の窓口に提出します。申請から7日から10日後に受け渡しできます。一度作成てしまえば、5年間は無料で**法定相続情報証明一覧図の写しの交付**を受けることができる。

以上

愛知学院大学法務支援センター主催

2020年12月5日

田中 淳子

2020年後期市民公開講座

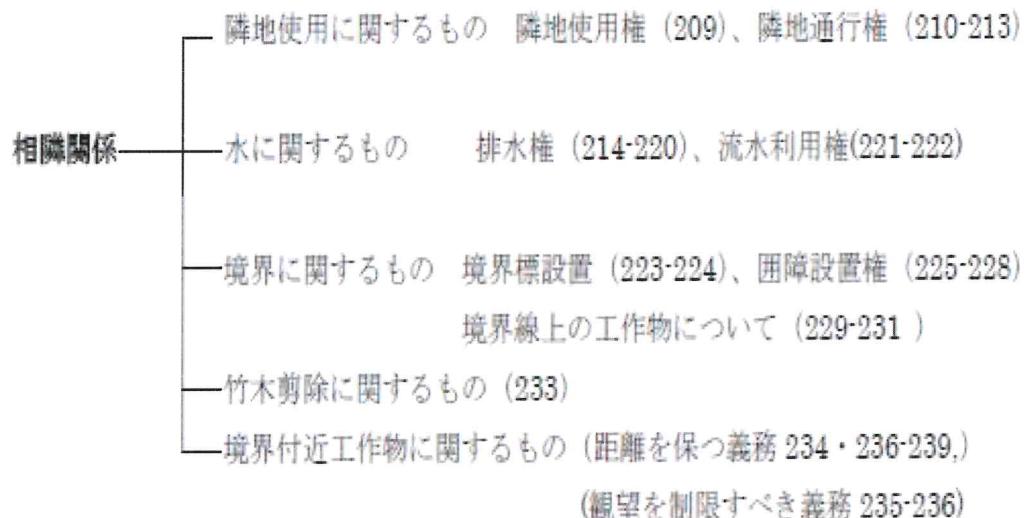
## お隣さんとの法律問題を考える

- 1 はじめに—近隣紛争の特徴と法的問題
- 2 相隣法制（民法209条～238条について）概説（参考条文3頁以下）
- 3 具体的事例を素材に（参考資料7頁以下）
- 4 近時の社会的問題と法改正
- 5 むすび

### 1 はじめに—近隣紛争の特徴と法的問題

- (1) 近隣紛争は社会経済の発展と共に多様化・増加・・消費社会と公害、ごみ問題等
- (2) 都市化・近代、現代化が急速に進み、日照、眺望、騒音、相隣問題
- (3) 大量生産・大量消費がもたらした大量廃棄問題
- (4) 市民生活の向上と趣味嗜好の多様化・日常化によるあらたな問題（ペット、ピアノ、BBQ,花壇・菜園問題）
- (5) 人権意識の高まりによるあらたな問題（プライバシー、環境権等）
- (6) 土地の価値と相隣問題（境界紛争、所有者不明問題等）

### 2 相隣法制（民法209条～238条について）概説



民法における相隣関係とは（民法209条～308条）

- (1) 相隣関係は、立法当時の素朴な社会生活関係を背景とするが、今日でも隣地

関の調整は都市生活上のルールとしても重要な機能を有しています。

- (2) 相隣関係に関する諸規定は強行法規ではありません。相隣者は契約によって自由にその内容を変更することが可能です。また、特約が存在しない場合でも、別に異なる慣習があればそれに従って判断されます(217条、228条、236条)
- (3) 相隣関係は互讓の精神に基づいて解釈します=相隣関係は土地利用者間の関係（人的関係）→契約と同様に信義則が機能します（相隣的信義則：参加・交渉の義務）
- (4) 相隣関係は、土地所有権のほか他の不動産利用権と同様の関係にも適合しています。地上権に準用（267条）のほか永小作権、土地賃借権など類似の土地利用権に対しても準用されています（通説）。なお判例は、賃借権には対抗要件を求めていました。（大阪地判昭和48年1月30日）
- (5) 生活妨害と相隣関係→騒音・振動・ばい煙・悪臭、日照・通風妨害による隣地への影響は民法の不法行為法の領域問題として把握しています。（たとえば、212条「賃金」は一定の適法行為に対する損失補償と共通の概念です。）→近時、違法性を論ずることなく「受忍限度」（通常人が社会生活において受忍すべき限度を超えるものどうかを総合判断）としてとらえる動きもあります。
- (6) 所有権制限を伴う損失補償の要否、金額、相隣権の成否、内容の決定は相隣者間の比較衡量による

### 3 具体的事例を素材に

後掲【参考資料】

生活妨害（悪臭、騒音、日照、通風妨害等の被害等）は社会通念上、受忍限度を超えている場合

### 4 近時の社会的問題と法改正

所有者不明土地対策で民法・不動産登記法改正法案を提出予定

（詳細は、法務省 HP <http://www.moj.go.jp/content/001296545.pdf> 等）

民法・不動産登記法改正のポイントは、1) 現行法上、相続が発生しても義務がない相続登記や住所変更等の登記の申請を不動産を取得した相続人に義務付け、2) 現行法上必ずしも明らかでない土地所有権の放棄を限定された要件を満たす場合にのみ認める、3) 遺産分割されずに遺産共有状態が継続し数次相続が発生した場合には権利関係が複雑化することから、遺産分割されずに長期間経過した場合の合理的な遺産分割制度の創設。

また、民法の共有制度・財産管理制度・相隣関係規定も見直す。共有関係にある所有者不明土地については、共有者が不明共有者の持分を相当額の金銭を供託して取得するなど

して共有関係を解消する制度を創設する。財産管理人が不在者等の土地だけでなくそれ以外の財産も管理しなければならない現在の財産管理制度では制度が活用しにくいので、所有者不明土地に特化した土地管理制度を創設する。**相隣関係に関する規定では、ライフライン設置等のために所有者不明の隣地でも同意不要で使用可能とする制度を創設する。**

⇒ 土地の管理をしやすくする側面から相隣法制を改正

## 5 むすび

- 1 所有権の範囲と効力には「限界」がある・・・隣接する不動産の利用については**互譲の精神**で対応・解決
- 2 法制度は万能ではない・・・・権利関係が解決しても、人間関係が良好になるわけではない
- 3 みずから権利の範囲と限界を知った上で、ひごろからお隣さんと一定の人的関係を形成することも必要か（100%の満足を求める、早期解決、勝ち負けではなく円満な関係の維持（回復））

[参考資料] · · · · · · · · · · · · · · · ·

### 関連条文

民法

#### 第二款 相隣関係

(隣地の使用請求)

**第209条** 土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる。ただし、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない。

2 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。  
(公道に至るための他の土地の通行権)

**第210条** 他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる。

2 池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ公道に至ることができないとき、又は崖があつて土地と公道とに著しい高低差があるときも、前項と同様とする。

**第211条** 前条の場合には、通行の場所及び方法は、同条の規定による通行権を有する者のために必要であり、かつ、他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

2 前条の規定による通行権を有する者は、必要があるときは、通路を開設することができる。

**第212条** 第二百十条の規定による通行権を有する者は、その通行する他の土地の損害に対して償金を支払わなければならない。ただし、通路の開設のために生じた損害に対するものを除き、一年ごとにその償金を支払うことができる。

**第213条** 分割によって公道に通じない土地が生じたときは、その土地の所有者は、公道に至るため、他の分割者の所有地のみを通行することができる。この場合においては、償金を支払うことを要しない。

- 2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。  
(自然水流に対する妨害の禁止)

**第214条** 土地の所有者は、隣地から水が自然に流れて来るのを妨げてはならない。  
(水流の障害の除去)

**第215条** 水流が天災その他避けることのできない事変により低地において閉塞したときは、高地の所有者は、自己の費用で、水流の障害を除去するため必要な工事をすることができる。  
(水流に関する工作物の修繕等)

**第216条** 他の土地に貯水、排水又は引水のために設けられた工作物の破壊又は閉塞により、自己の土地に損害が及び、又は及ぶおそれがある場合には、その土地の所有者は、当該他の土地の所有者に、工作物の修繕若しくは障害の除去をさせ、又は必要があるときは予防工事をさせることができる。  
(費用の負担についての慣習)

**第217条** 前二条の場合において、費用の負担について別段の慣習があるときは、その慣習に従う。

(雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止)

**第218条** 土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない。  
(水流の変更)

**第219条** 溝、堀その他の水流地の所有者は、対岸の土地が他人の所有に属するときは、その水路又は幅員を変更してはならない。

- 2 両岸の土地が水流地の所有者に属するときは、その所有者は、水路及び幅員を変更することができる。ただし、水流が隣地と交わる地点において、自然の水路に戻さなければならない。  
3 前二項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。  
(排水のための低地の通水)

**第220条** 高地の所有者は、その高地が浸水した場合にこれを乾かすため、又は自家用若しくは農工業用の余水を排出するため、公の水流又は下水道に至るまで、低地に水を通過させることができる。この場合においては、低地のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならない。

(通水用工作物の使用)

**第221条** 土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。

- 2 前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。

せき  
(堰の設置及び使用)

**第 222 条** 水流地の所有者は、堰を設ける必要がある場合には、対岸の土地が他人の所有に属するときであっても、その堰を対岸に付着させて設けることができる。ただし、これによって生じた損害に対して償金を支払わなければならない。

2 対岸の土地の所有者は、水流地の一部がその所有に属するときは、前項の堰を使用することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(境界標の設置)

**第 223 条** 土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用で、境界標を設けることができる。

(境界標の設置及び保存の費用)

**第 224 条** 境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。ただし、測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担する。

(囲障の設置)

**第 225 条** 二棟の建物がその所有者を異にし、かつ、その間に空地があるときは、各所有者は、他の所有者と共同の費用で、その境界に囲障を設けることができる。

2 当事者間に協議が調わないときは、前項の囲障は、板塀又は竹垣その他これらに類する材料のものであって、かつ、高さ二メートルのものでなければならない。

(囲障の設置及び保存の費用)

**第 226 条** 前条の囲障の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。

(相隣者の一人による囲障の設置)

**第 227 条** 相隣者の一人は、第二百二十五条第二項に規定する材料より良好なものを用い、又は同項に規定する高さを増して囲障を設けることができる。ただし、これによって生ずる費用の増加額を負担しなければならない。

(囲障の設置等に関する慣習)

**第 228 条** 前三条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

(境界標等の共有の推定)

**第 229 条** 境界線上に設けた境界標、囲障、障壁、溝及び堀は、相隣者の共有に属するものと推定する。

**第 230 条** 一棟の建物の一部を構成する境界線上の障壁については、前条の規定は、適用しない。

2 高さの異なる二棟の隣接する建物を隔てる障壁の高さが、低い建物の高さを超えるときは、その障壁のうち低い建物を超える部分についても、前項と同様とする。ただし、防火障壁については、この限りでない。

(共有の障壁の高さを増す工事)

**第231条** 相隣者の一人は、共有の障壁の高さを増すことができる。ただし、その障壁がその工事に耐えないときは、自己の費用で、必要な工作を加え、又はその障壁を改築しなければならない。

- 2 前項の規定により障壁の高さを増したときは、その高さを増した部分は、その工事をした者の単独の所有に属する。

**第232条** 前条の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

**第233条** 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

- 2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

(境界線付近の建築の制限)

**第234条** 建物を築造するには、境界線から五十センチメートル以上の距離を保たなければならぬ。

- 2 前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができる。

**第235条** 境界線から一メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側（ベランダを含む。次項において同じ。）を設ける者は、目隠しを付けなければならない。

- 2 前項の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い点から垂直線によって境界線に至るまでを測定して算出する。

(境界線付近の建築に関する慣習)

**第236条** 前二条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

(境界線付近の掘削の制限)

**第237条** 井戸、用水だめ、下水だめ又は肥料だめを掘るには境界線から二メートル以上、池、穴蔵又はし尿だめを掘るには境界線から一メートル以上の距離を保たなければならない。

- 2 導水管を埋め、又は溝若しくは堀を掘るには、境界線からその深さの二分の一以上の距離を保たなければならない。ただし、一メートルを超えることを要しない。

(境界線付近の掘削に関する注意義務)

**第238条** 境界線の付近において前条の工事をするときは、土砂の崩壊又は水若しくは汚液の漏出を防ぐため必要な注意をしなければならない。

**棄却**：訴え自体は適法、訴えなどの申立ての内容を実質的に審理して、終局裁判でそれを理由なしとして排斥すること

**却下**：そもそも訴訟要件（訴えの利益など）を具備しないために形式的に不適法として、いわゆる「門前払い」をする場合

資料  
近時の裁判例

- 事例 1** ★木の枝 越境 トラブル (7 頁)
- 事例 2** ★隣の塀が壊れてきそう (8 頁)
- 事例 3** ★私道の利用とゴミ出しルールをめぐるトラブル (8 頁)
- 事例 4** ★工事の騒音とプライバシートラブル (9 頁)
- 事例 5** ★路上駐車トラブル (10 頁)
- 事例 6** ★野良猫餌付けトラブル (10 頁)
- 事例 7** ★境界トラブル (12 頁)
- 事例 8** ★日照トラブル (12 頁)
- 事例 9** ★防犯カメラ設置トラブル (13 頁)
- 事例 10** ★日照トラブル (13 頁)
- 事例 11** ★目隠し設置トラブル (13 頁)
- 事例 12** ★太陽光パネルトラブル (14 頁)
- 事例 13** ★通行トラブル (14 頁)

事例 1 ★木の枝 越境 トラブル	
【裁判年月日】	東京地判平成 31 年 3 月 14 日
【事件名】	妨害排除及び損害賠償等請求事件
【裁判結果】	棄却
【事案の概要】	原告が、原告所有の土地建物に至る私道及び特別区道に接する土地を所有し、土地上に自宅を有する被告らに対し、民法 233 条 1 項に基づき、被告らが所有する樹木について、私道及び特別区道上にはみ出した枝葉の伐採を、プライバシー権に基づき、被告ら宅に設置された防犯カメラ 1 台の撤去を、被告らが自宅の建築確認申請の際に約束した道路境界を明示するための整備を行うことを、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律に違反する態様となっている被告ら所有の自家用自動車の駐車及び保管の禁止を、不法行為に基づき、各行為等により原告が被った精神的苦痛の慰謝料の支払を、それぞれ求めた事案で、樹木の枝が私道の上空に越境していたとしても、それによって原告が損害を被ったとの事実は認めるに足りず、枝の越境状況からすれば、原告が本件私道を通行する際に極度の注意を払う必要があったとも認められず、また、防犯カメラの設置ないし撮影は、原告のプライバシー権を社会生活上受忍すべき限度を超えて侵害している

	とはいえないなど、原告の被告らに対する損害賠償請求は、いずれも認めことができないとして、 <b>原告の請求を棄却した事例。</b>
--	---

#### 事例2 ★隣の塀が壊れてきそう

【裁判年月日】	東京地判平成30年 8月 9日
【事件名】	越境設置物撤去請求事件
【裁判結果】	一部認容、一部却下
【事案の概要】	<p>崩落予防設備は、相隣関係にある両地にとって等しく利益になるから、被告にのみその費用を負担させるのは相当ではない。また、所有者を異にする2つの建物の間の境界の囲障は、両所有者の共同費用で設置することができるとしている（民法225条1項）。そうすると、原告らは、被告に対し、まず崩落予防設備及び境界塀の築造に関する協議を求めるべきであり、被告との協議を経ずに一方的に崩落予防設備及び境界塀の築造を求ることはできない。しかし、原告らは、本件訴えにおいて被告との協議を求めなかった（当裁判所に顕著な事実）。</p> <p>そうすると、原告らは、被告に対し、現時点において、所有権による妨害予防請求権に基づき、土留め擁壁及び境界塀の各築造を求ることはできないとした事例。</p>

#### 事例3 ★私道の利用とゴミ出しルールをめぐるトラブル

【裁判年月日】	平成30年 3月14日
【事件名】	妨害排除及び損害賠償等請求事件
【裁判結果】	一部認容、一部棄却、一部却下
【事案の概要】	<p>「被告らと原告との間の平成2年5月頃に<b>黙示的合意</b>により設定された被告ら所有地（私道）の原告の通行地役権は、近隣居住者らが相互に他者への迷惑を最低限度にとどめるため合意したゴミ出し等の近隣居住ルールを遵守することを条件に、通行地役権設定当時に現に居住していた近隣居住者の歩行及び自転車による通行のみを許容するものであることを確認する。」との被告らの訴え及び「原告は、反訴請求（2）の各措置を講じ常駐の管理人を置いて<u>マンション居住者及び同所北側の共同住宅の居住者らが近隣に迷惑を及ぼすことを防止する態勢をとることの見返りにマンション及び共同住宅居住者らにも私道を無償で歩行及び自転車により通行することを許容する新たな通行地役権設定契約を締結する</u>ために被告らと協議せよ。」との被告らの訴えをいざれも却下</p>

	<p>する。</p> <p>被告らが主張する被告らの管理している事務とは、結局、本件改修共同住宅の賃借人その他の関係者に対して、<b>本件私道の近隣地域において生活する上でゴミ出し等に関するルールを守るよう促したり、注意するというものにすぎない</b>。これらの行為は、ある地域で生活する上で円滑な近隣関係や良好な生活環境を維持するために近隣住民間で相互に当然かつ日常的に行われるものであって、<u>委任類似の債権関係を成立させるのに適した行為とは認めがたいといわざるを得ず、被告ら主張の上記行為は民法697条1項にいう「事務」には当たらない。</u>→善管注意義務はないという意味。義務違反による損害賠償責任（415条）も負わない</p> <p>また、被告らは被告らが上記行為のために投下した労働力が民法702条1項にいう「費用」に該当すると主張しているものと解されるが、被告らの上記行為は職業上の行為でも営業上の行為でもなく、何らの専門性も必要としないことに鑑みれば、被告らの請求は結局自らの行為に対する報酬を請求しているにすぎないと解するのが相当であり、事務管理に基づく報酬請求は認められない以上、被告らの主張は失当である。</p> <p>したがって、被告らの反訴請求のうちの事務管理に基づく費用償還請求は、いずれにせよ理由がないとした事案。</p>
--	--

事例4 ★工事の騒音とプライバシートラブル	
【裁判年月日】	東京地判平成29年 3月22日
【事件名】	工事妨害禁止等請求事件
【裁判結果】	一部認容、一部却下
【事案の概要】	<p>原告が、隣地使用権（民法209条1項）に基づき、被告らに対し、原告所有地上の建物について<b>工事を行うに際し、被告ら共有土地への立入り及び使用の承諾を求める</b>とともに、工事期間中に<b>足場設置の妨げとなる動産の撤去及び工事の妨害禁止を併せて求めた事案</b>で、建築基準法65条は、防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が<b>耐火構造</b>のものは、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる旨を定めているところ、同条は、同条所定の建築物の建築については<b>民法234条1項</b>の規定の適用が排除される旨を定めたものであり、建築基準法65条所定の建築物の建築には、（距離制限の規定である）民法234条1項は適用されない（最判平成元年9月19日民集第43巻8号）</p>

	955 頁)として、動産の撤去を求める請求を不適法としていたり も却下した事例
--	--

事例 5 ★路上駐車トラブル	
【裁判年月日】	東京地判平成 29 年 1 月 30 日
【事件名】	損害賠償請求事件
【裁判結果】	棄却
【事案の概要】	<p>原告らが、原告ら宅の隣で建築工事を行っていた被告の路上駐車により人格権や財産権を侵害されたと主張して、不法行為に基づき、被告に対し、損害賠償を請求した事案で、本件建築工事（による路上駐車）が直ちに原告らの人格権や財産権を侵害するとは解されないから、被告に不法行為が成立するとは認められないなどとして、原告らの請求を棄却した事例。</p> <p>具体的な是正内容を示して回答をしていることが認められ、たとえ、その回答が原告らの意にそぐわないものであったとしても、また、建物の窓の設置が客観的に法に適ったものでなかったとしても、被告が原告らに対して誠実性を欠く対応をしたということはできない。したがって、被告の対応が原告らの人格権を侵害したとは認められないから、被告に不法行為が成立するとは認められないとした事案。</p>

事例 6 ★野良猫餌付けトラブル	
【裁判年月日】	福岡地判平成 27 年 9 月 17 日
【事件名】	損害賠償請求事件
【裁判結果】	一部認容、一部棄却
【事案の概要】	<p>原告が、隣接地に居住する被告に対し、被告が被告宅又はその庭において野良猫に寝床や餌を用意するなどの飼育ないし餌付けを行って原告宅を含む周辺に猫を居着かせ、行政機関の指導にも従わずに飼育ないし餌付けを継続し、他人の土地、建物を損傷し、又は糞尿等で汚損することのないよう家庭動物の飼育等を行うべき義務に違反して、原告宅の庭を猫の糞尿等により汚損したとして、不法行為による損害賠償を求めた事案において、被告の上記行為は、原告その他の近隣住民への配慮を怠り、野良猫の糞尿等により原告の権利利益を侵害した不法行為というべきであるとして、原告の請求を一部認容した事例。</p>

↓

〔参考〕 猫の餌付けによる原告の損害について

#### (1) ネット設置費用

ア 原告は、被告宅側からの本件野良猫の侵入を防ぐために、原告宅と被告宅との境界付近に防護ネットを設置したことが認められる。

イ これは本件野良猫の侵入防止に一応効果がある措置ということができ、また、被告の不法行為がなければ不要な措置であったといえるから、その設置にかかる**費用 8100円**を被告の不法行為と相当因果関係のある原告の損害と認める。

#### (2) 砂利敷替え費用

ア 原告は、平成26年5月頃、原告宅の庭の砂利を敷き替える工事を行ったと認められ、同工事を施工した造園業者及び原告は、大部分の砂利が糞にまみれていたため、入れ替えを行わざるを得なかった旨陳述ないし供述する。

イ 確かに、原告宅の庭には、本件野良猫のものとみられる糞が残置されたことは認められ、また、本件野良猫が原告宅・被告宅周辺に居着いていた期間が長いことに照らすと、糞尿被害は相応な程度であったとは推測することができる。しかし、原告は糞を発見する度にこれを処理していたはずであるうえに、各写真をみても、砂利の大部分が糞にまみれている状況は確認できないのであって、本件において、砂利の敷き替えを行う必要性、相当性があったとまで認めることができず、ただし、一定程度の洗浄、入れ替えの必要性があったとは考えられるところ、この点は慰謝料に含めて考慮することとして、砂利の敷き替え費用は原告の損害と認めない。

#### (3) 植木植え替え費用

原告は、平成26年5月頃、原告宅の植木の植え替えを行ったと認められるものの、本件野良猫の糞尿により植木が枯れたことを認めるに足りる証拠はなく、その費用が原告の損害であるということはできない。

#### (4) 慰謝料

既に判示したとおり、原告宅には被告の不法行為により本件野良猫による糞尿被害が発生したと認められ、〔1〕 猫の糞尿は相当程度の悪臭を発し、生活環境を害するものといえるうえに、糞尿被害の期間は相当に長期間にわたっていること、〔2〕 被告は、遅くとも行政指導を受けた平成25年7月頃には、本件野良猫による糞尿被害その他の近隣への迷惑が発生していることを認識していたにもかかわらず、その後、長期間にわたり適切な措置を講じていなかったと認められること、〔3〕 上記(2)のとおり、原告宅の庭の砂利について一定程度の洗浄、入れ替えの必要性が生じたと考えられることなどに鑑みると、糞尿被害による原告の精神的苦痛は相当に大きいものということができ、これを慰謝するために相当な金額は50万円を下らないというべきである。

したがって、精神的苦痛に対する慰謝料として、50万円を原告の損害と認める。

#### (5) 弁護士費用

弁護士費用相当額の損害として**5万円**を認めるのが相当である。

(6) 損害額合計

上記(1)～(5)によれば、被告の不法行為による原告の損害は、**合計55万8100円**である。

**事例7 ★境界トラブル**

【裁判年月日】	東京地判平成25年 3月29日
【事件名】	土地所有権の範囲確認等請求事件
【裁判結果】	一部認容、一部棄却
【事案の概要】	原告と被告らがそれぞれ所有する土地の境界に争いがあるため、原告が、その境界の確定を求めるとともに、被告に対し、被告が上記 <b>境界</b> に沿って原告所有の土地上に動産類を置くことにより原告の同土地の通行を妨害しているとして、 <b>土地所有権</b> に基づく妨害予防請求権として、同土地の通行の妨害禁止を求め、被告が上記 <b>境界</b> に沿った原告所有の土地上に原告が柵を設置することを妨害するおそれがあるとして、 <b>土地所有権</b> に基づく妨害予防請求権として、柵の設置の妨害禁止を求め、被告が境界をまたぐ形で原告所有の土地及び被告所有の土地上に鉄製門扉を設置しているとして、 <b>土地所有権</b> に基づく妨害排除請求権として、上記鉄製門扉の撤去を求め、境界の争いに伴い所有権の帰属に争いがある係争地について、土地所有権に基づき、原告が所有することの確認を求めた事案において、 <b>本件境界の位置</b> について、 <b>本件地積図</b> 上の各点を正確に示している直線をもって <b>本件境界</b> と確定するのが相当であるとして、原告の請求を一部認容した事例。

**事例8 ★日照トラブル**

【裁判年月日】	東京地判平成24年12月21日
【事件名】	新築計画修正請求事件
【裁判結果】	棄却
【事案の概要】	原告が、原告の居住する土地と道路を隔てて反対側に位置する被告の所有する土地の上に被告が建築中の建物について、同建物が完成すれば原告が居住する土地の日照が近隣住民として受忍すべき限度を超えて阻害されることになるなどとして、人格権に基づき、被告に対し、同建物の建築の一部差止めを請求した事案において、請求を <b>棄却</b> した事例。

事例9 ★防犯カメラ設置トラブル	
【裁判年月日】	東京地判24年12月20日
【事件名】	プライバシー侵害行為等差止請求事件
【裁判結果】	一部認容（撤去は認めるが、慰謝料請求は認めない）
【事案の概要】	<p>原告が自らの所有する建物に隣接する建物の所有者である被告に対し、被告所有の建物に設置された防犯カメラ及び構築物によって、原告及び原告の家族の平穏に生活する権利及び原告の建物所有権が妨害されているとして、これらの物件の撤去を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償として慰謝料等の支払を求めた事案において、請求を一部認容した事例。本件構築物は、相隣関係における受忍限度を超えており、原告の原告建物の所有権を侵害するものといわざるをえず、被告は、これを撤去すべき義務があるというべきである。撤去すべき義務があるというべきであるものの、被告が本件防犯カメラをあえて原告建物をのぞき込む形で設置したとまでは認められず、また、本件構築物の設置についてもこれを作るにいたった経緯に照らすと被告が本件構築物を設置したことや今までこれを撤去していないことが、原告に対して不法行為に該当するというまでの違法性があるとは認められない。よって、原告の不法行為に基づく損害賠償請求は理由がないとした事例。</p>

事例10 ★日照トラブル	
【裁判年月日】	東京地判平成24年12月21日
【事件名】	新築計画修正請求事件
【裁判結果】	棄却
【事案の概要】	<p>原告が、原告の居住する土地と道路を隔てて反対側に位置する被告の所有する土地の上に被告が建築中の建物について、同建物が完成すれば原告が居住する土地の日照が近隣住民として受忍すべき限度を超えて阻害されることになるなどとして、人格権に基づき、被告に対し、同建物の建築の一部差止めを請求した事案において、請求を棄却した事例。</p>

事例11 ★目隠し設置トラブル	
【裁判年月日】	東京地判平成24年 6月21日
【事件名】	目隠し設置請求事件
【裁判結果】	予備的請求の一部を認容

【事案の概要】	原告が、所有・居住する住居建物に隣接する住居建物を所有して居住する被告に対し、民法235条に基づき、 <b>主位的に</b> 、両建物の境界線上に原告と <b>共同で目隠しを設置</b> することを求め、 <b>予備的に</b> 、被告所有建物2階のベランダ部分に <b>目隠しを設置</b> することを求めた事案において、本件には民法235条が適用され、 <b>原告の請求は権利濫用に当たらない等として、予備的請求の一部を認容した事例。</b>
---------	---

事例12 ★太陽光パネルトラブル	
【裁判年月日】	東京高判平成25年 3月13日
【事件名】	太陽光パネル撤去等請求事件
【裁判結果】	<b>妨害排除請求を認容し、損害賠償請求も一部認容した事</b>
【事案の概要】	原告らが所有する建物の南側に、被告Aが、被告会社の請負工事により建物を新築し、同時に同建物の屋根に <b>太陽光パネルを設置</b> したこと、 <b>その北側のパネルに太陽光が反射して、原告らが建物の所有権を円満に利用することができなくなったとして、被告Aに対し、所有権に基づく妨害排除請求として、同パネルの撤去を求め、さらに被告らに対して、連帶して、不法行為に基づく損害賠償等の支払いを求めた事案において、<u>本件パネルの北側のパネルに太陽光が反射し、その反射光が原告建物に差し込むこと、その頻度及び程度も曇天でない限り、ほぼ毎日、一定時間継続して生じていること、そのため、原告らにおいて、建物内でも洋裁等の作業ができる等の状態であることから、本件パネルによる原告建物の所有権の円満な利用が妨害されており、その程度は原告らの受忍限度を超えるものである等として、妨害排除請求を認容し、損害賠償請求も一部認容した事例。</u></b>

事例13 ★通行トラブル	
【裁判年月日】	最判平成18年 3月16日
【事件名】	通行権確認等請求及び承継参加事件
【裁判結果】	破棄・差戻し
【事案の概要】	上告人らが、被上告人に対し、民法210条通行権又は通行の自由権に基づき、上告人らが本件道路を自動車で通行することの妨害禁止及び本件道路上の各ポールの撤去等を求めたところ、請求が棄却されたため、上告した事案で、自動車による通行権を前提とする <b>210条通行権の成否及びその具体的な内容は、他の土地について自動車による通行権を認める必要性等の諸事情を総合考慮して判断すべ</b>

	<p>きであり、213条の通行権が成立することを前提に、本件における事情を考慮することなく本件土地について自動車の通行を前提とする210条通行権の成立を否定した原審の判断には明らかな法令の違反があるとし、原判決を一部破棄して差戻し、その余の上告を却下した事例。自動車による通行を前提とする210条通行権が認められるか否かは、これらの事情の有無及び内容も、他の事情と共に総合考慮して判断されなければならない。⇒事案的特質の総合的判断</p>
--	---

民法典における所有権の制限・・・相隣関係(209条～)

	目的	内容
隣地の使用	障壁・建物の築造または修理	隣地の使用請求、隣地立入(209条1項)
	通行	公道に出るための他の土地通行権(210条) 分割・譲渡によって袋地が生じた場合の特則(213条)
水	自然流水の排水	低地所有者の自然水流妨害禁止義務(214条) 高地所有者の自費による疎通工事権(215条) 貯水・排水・引水用工作物の修繕・疎通・予防工事請求権(216条)
	人工水流の排水	雨水の注ぐ構造の工作物の設置禁止義務(218条) 水流変更の制限(219条) 排水のための低地への通水権(220条)
	通水関連施設の設置・利用	通水用工作物の使用権(221条1項) 堰(せき)の設置・使用権(222条)
境界	境界の設置	境界標設置権(223条、224条)
	塙・垣根の設置	建物所有権間の囲障設置権(225条～228条)
	境界標上の工作物の設置	境界標線上の工作物の共有の推定(229条、230条)共有障壁の増築権(231条)
竹木	越境した竹木の切除	竹木の枝の切除請求権(233条1項) 竹木の根の切取り(233条2項)
境界線付近の工作物	工作物の建造	境界線付近の建築物につき一定の距離を保つべき義務(234条、236条)、境界付近の井戸などの掘削につき一定の距離を保つべき義務(237条、238条)